令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価の あり方に関する検討会(第2回) 議事録

- ◆日時:令和3年2月8日17時02分~19時57分
- ◆出席者:阿部委員、荒井委員、大塚委員、片谷委員、勢一委員、関島委員、田中委員、錦澤委員、 山本委員
- ◆オブザーバー: (一財) 日本風力発電協会 眞鍋氏、(公財) 自然エネルギー財団 大林氏、(公財) 日本自然保護協会 大野氏、(公財) 日本野鳥の会 浦氏、同 葉山氏、愛知県 永井氏、北九州市 北尾氏

【事務局】

これより、令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する 検討会(第2回)を開催いたします。

本日は、御多忙中にもかかわらず御参集いただき、誠にありがとうございます。

事務局の環境省環境影響評価課の森田でございます。しばらく進行させていただきます。

本日の資料は、現在画面に表示しているとおりです。なお、本資料については、検討会に先立ち、 ウェブページにも掲載しております。

本日の出席者は、現在画面に表示しているとおりです。

これより先の議事進行については、大塚座長にお願いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

大塚でございます。前回に引き続きましてリモートの会議になりますが、スムーズな議事進行に 御協力をお願いしたいと思います。

初めに、第1回の検討会で説明員としてヒアリングに御協力くださいました皆様におかれましては、本検討会からオブザーバーとして御参加いただいております。委員等の名簿を参考資料1に示しておりますので、御案内をお願いいたします。

また、第1回検討会終了後にメールでいただきましたオブザーバーからの御意見を参考資料4として、委員からオブザーバーへの質問とその回答を参考資料5として示しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。

それでは、最初の議事(1)論点整理について、事務局から関連資料の説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1、論点整理の視点について説明いたします。資料1を御覧ください。資料1につきましては、論点の視点を示させていただいた概要版と、それに対する第1回でのコメント等をつけさせていただいた資料1のフルバージョンがございます。資料1につきまして御説明いたします。

法で対象とすべき風力発電事業の規模について、現行法制度の施行状況を踏まえ、第1回検討会等でのコメントに基づき、第2回検討会の意見交換を行うことに資するため、論点整理の視点を事務局にて作成いたしました。

まず、現行制度の確認です。環境影響評価は、事業者自らが事業の環境影響を事前に調査、予測、評価することを通じ、適切な環境配慮を確保するための重要なプロセスです。環境基本法は、事業者が環境影響評価を行い、事業に係る環境の保全について適正に配慮がなされることを推進するため、国は必要な措置を講ずるものと規定しております。

我が国の環境影響評価制度においては、法と地域の特性等を踏まえ定められたアセス条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保しており、法は、第1条において「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業」について環境影響評価を行うもの

と定めております。

法は、規模要件によって必ずアセスの手続を実施すべき事業を第一種事業としております。また、 その規模を下回る規模の事業についても、一定規模以上のものは、事業内容、地域特性等によって、 法の手続を実施するか否かを判断する手続として、第二種事業に係る判定手続を設けております。

第二種事業については、法により、「第一種事業に準ずる規模(その規模に係る数値の第一種事業の規模に係る数値に対する比が政令で定める数値以上であるものに限る。)を有するもののうち、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるかどうかの判定をするもの」とされております。政令で定める数値につきましては、0.75と規定されております。

風力発電事業については、施行令において、第一種を1万kW以上、第二種を7,500kW以上1万kW未満と規定しております。

検討の視点でございます。「はじめに」といたしまして、脱炭素社会の実現に向けて再生可能エネルギーの最大限の導入が求められる中において、風力発電事業の実施に当たり、あらかじめ、事業に係る適正な環境配慮を確保すること、事業者が地域の住民や地方公共団体等の意見を聞いてその理解を得られるよう努めることにより、地域の理解と受容が進み、環境と調和した形での風力発電事業の立地の促進が図られるのではないか。

この点、第1回での御議論の後、オブザーバーの方からの御意見としまして、日本風力発電協会 さんから、風力発電事業の法アセス制度対象化による事業コストの上昇や事業計画期間の延伸が風 力発電の導入量の加速的な拡大を妨げているという点。

自然エネルギー財団さんから、環境影響評価プロセスは、事業の地域受容性を高め、環境影響を 避けるために不可欠な取組であり、規模要件の拡大によって、環境影響評価を受けない事業が急増 する懸念。

また、環境影響評価は、保全措置を講じることで開発行為がもたらす環境への影響を回避・低減し、地域住民との合意形成を円滑に進めるために必要な手続。再エネの導入と生物多様性の保全の両立を図る上で重要な役割との御指摘。

規模要件を引き上げることは地域住民とコミュニケーションを取りながら進められる事業を減らし、ひいては風力発電の導入促進の妨げになる可能性があるとの御意見を、日本野鳥の会さんから賜りました。

また、同じく日本野鳥の会さんから、諸外国では、日本よりも同程度またはより厳しいアセス法や立地規制がある国においても導入が進んでおり、法アセス対象となることでかかる時間やコストが導入を妨げているとは考えられないとの御指摘をいただきました。

2つ目、風力発電事業における「著しい環境影響のおそれがある事業」についてどのように考えるべきか。

①風力発電事業の環境影響の程度は、事業規模よりも立地する場所に依拠する度合いが大きいとの指摘がされる中、現行法においては事業規模(数値)により著しい環境影響のおそれがある事業かどうかを判断し、環境影響評価手続を義務づける仕組みとなっている。「著しい環境影響のおそれ」があるものとして、第一種事業として規定する風力発電事業の規模はどうあるべきか。

この点につきまして、第1回検討会後にいただいた意見として、日本風力発電協会さんから、第 一種事業5万kW以上に見直していただき、その上でスクリーニングを有効に活用する制度とすべき。 自然エネルギー財団さんから、案件の大部分を風力発電所が占めるという異常な状況が生じてお り、実際の事業の現状を考慮した数値を基に見直すべき。

規模要件を設定すると、「アセス逃れ」の案件増加のおそれがあるとの御意見。

また、本来は規模にかかわらず環境影響評価が実施されるべきとの御意見を頂戴しております。 日本自然保護協会さんからは、大規模化する風力発電事業が「規模が大きく環境影響の程度が著 しいものとなる」とならないのか、多角的実証的に検証と議論をすべき。

5万kWの規模要件引上げを前提とした議論ではなく、適切な立地環境で社会的な合意手続を含め

て促進されるために必要な環境影響評価の手続の改良を検討すべきとの御意見。

日本野鳥の会さんから、法アセスの対象規模要件を緩和、撤廃等すべきでない。

バードストライクなど風力発電事業による環境影響は、施設の規模の大小ではなく、多くは立地 選定の在り方による。発電規模に関係なく、現地の自然環境の特性を踏まえた環境影響評価を実施 すべき。

日本風力発電協会は、規模要件を5万kW以上にしてもほぼ全ての案件がアセス対象になると主張されていると。この点、それであれば1万kWのままでも状況は同じであると考えられるので、規模要件引上げの根拠にはならないという御意見をいただきました。

北九州市さんからは、風力発電を主力電源化するためには、国の主導による全国の一体的な取組が不可欠であり、緩和に係る明確な根拠の設定またはより環境保全を確保できる枠組みが必要との御意見。

片谷委員からは、カナダやオランダのように、日本と同レベルか、より小さい規模要件を設けている国もあるが、規模と風力発電導入の関係はどうか、とのコメントをいただきました。

②でございます。第一種事業の規模要件の設定について、基礎とすべき考え方、データはどのようなものか。

この点につきまして、第1回検討会後にJWPAさんからは4つの視点をお示しいただいております。まず、第1点目カバー率。制度化に際してベンチマークとした水力発電事業のカバー率84%を参考とし、風力発電容量5万kW以上が適正とする。

2点目、改変面積です。こちらにつきまして、1基当たりおよそ平均4haほどの改変面積であること、さらに工作物が空間的な影響を及ぼすことを加味し、1基当たり8ha程度の影響面積とした上で、法アセスの面開発事業は100haを目安とし、5万kW程度という視点。

3点目に、事業コスト全体に対するアセスに要するコストからの5万kWとの視点。さらに諸外国の状況として、我が国と同様海に囲まれ、国土面積が日本の約64%であるイギリスと同等のものとする、との視点を提示いただきました。

また、この点、自然エネルギー財団さんからは、法対象の規模要件設定時に参照された事項のうち、火力発電所の改変面積の参照は適切ではない。全く性格の違うものであるので参照すべきでない。また、法対象の規模要件設定時に参照された事項のうち、カバー率は、現在1万kW規模で98%を超えているとの御指摘をいただきました。

この点につきまして、日本自然保護協会さんからは、土地改変面積、カバー率、野鳥・コウモリの衝突数、騒音、紛争発生状況、海外事例などの情報は更新すべきだが、僅か2年足らずで状況が変わるとは思えず、適当ではないとの御意見をいただきました。

日本野鳥の会さんからは、再生可能エネルギーが進んでいるオランダ等の規模要件は日本と同程度であり、諸外国の状況は根拠とはならない。

日本風力発電協会さんからは、規模要件が1万kWであることがどのように風力導入を妨げているのか、合理的かつ具体的な内容・根拠・数字を示すべきとの御意見をいただきました。

3点目です。地方公共団体における環境影響評価制度との関係をどのように考えるか。

①法と条例が一体となってより環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきた我が国の環境影響評価制度の経緯を踏まえ、地域の実情を踏まえた条例による環境影響評価制度の存在を念頭に置いた上で、法対象とする規模要件の設定や施行に係る留意点を整理すべきではないか。

この点につきまして、第1回の後の意見で北九州市様からは、規模要件緩和の根拠が現状明確でない中で仮に改正が行われた場合、各自治体は、個々の地域特性を踏まえ条例改正を検討しなければならず、適正な環境保全の在り方の判断は自治体任せとなってしまう。

風力を主力電源化するために、国が、全国の一体的な取組が不可欠であり、緩和に係る明確な根拠の設定、またはより環境保全を確保できる枠組みが必要との御意見をいただきました。

②地方自治の尊重の観点を基礎として、条例による環境影響評価手続と法による環境影響評価手

続について、適正な環境配慮の確保や地域の住民等に対するコミュニケーションプロセスの観点から、制度面、運用面における同じ点、違う点はどのような事項か。

③法と条例の環境影響評価手続の役割分担の中で、条例による環境影響評価手続がより効果的・ 効率的に実施されることを支援するための国の役割は何か。

4点目です。風力発電事業に係る適正な環境配慮の確保や、地域住民等とのコミュニケーションを円滑に実施するためのプロセスとして、我が国の環境影響評価制度(法及び条例)について、風力発電の最大限の導入をスピーディーに進めるために喫緊に取り組むべき事項は何か。

1点目、現行の環境影響評価制度の運用に関するもの。

これにつきまして、第1回の後の御意見として、自然エネルギー財団さんから、事業者が実施する環境影響評価の結果を蓄積・公表すべきとの御指摘。

日本自然保護協会さんから、これ以上の迅速化は環境影響評価の質の低下につながり、本検討会の検討課題でないことを明確にすべきとの御意見。

山本委員から、関係住民との合意形成のためにもアセス情報の提供(公表)が重要と考えられるが、業界団体内で義務化の統一を図るという考えもあるか、とのコメントをいただきました。

2つ目、現行の環境影響評価制度に関するもの。

この点につきまして、第1回の後の御意見としまして、まず日本野鳥の会さんから、スクリーニング制度を一般市民や環境省が関与する仕組みに改善すべきとの御指摘。

また、同じく日本野鳥の会さんから、事後調査の実施をアセス法の中で義務化し、事後調査の精度を高め、調査結果のさらなる積み上げと予測精度の向上を図る必要性についての御指摘。

予防原則の強化の必要性についての御指摘。

アセス図書の公開を恒久化し、2次利用を可能とする点についての御指摘。

EADAS等の環境情報の利用の義務化に関しての御指摘。

事後に影響が出た際の保全措置の強化に対しての御指摘をいただいております。

また、自然エネルギー財団様からは、簡易アセスメントの導入については法アセス全体の見直しが必要となり、かなりの時間を要するため、現在風力発電事業のほとんどが対象となっているような事態の是正に即座に対応できない。このため、中長期的に簡易アセスの導入を目指すという御意見。

また、自然エネルギー財団さんからは、法対象以外のものについては条例あるいは見直しを行った上で、JWPAさんの自主アセスで対応すべきとの御意見をいただきました。

日本野鳥の会さんからは、自主アセスで対応するという考えは地域紛争発生等の可能性が高く、 受け入れられないとの御意見をいただきました。

自然エネルギー財団様さんからは、全国規模でのゾーニングの整備を一刻も早く実現すべきとの 御意見。

日本野鳥の会さんから、再エネの導入促進を図るには、規模要件引上げではなくゾーニングを進めることが重要。

再エネ海域利用法を含め、今後実施される全てのゾーニングに環境省等の環境規制当局も関与するようアセス法等で定める必要性についての御指摘をいただきました。

北九州市様からは、風力発電に係る紛争等の防止にはゾーニングによる適地選定が重要。環境アセスメントも含めた日本版セントラル方式の導入が必要との御指摘をいただきました。

以上でございます。

【大塚座長】

どうぞ続けてください。

【事務局】

続きまして、資料2、風力発電所の環境影響評価のあり方の検討に係る論点整理の視点に関連する情報について御説明させていただきます。資料1において御説明させていただいた論点別に関連

する資料を取りまとめたものとなってございます。

まず、1つ目といたしまして、対象事業の規模の考え方に関連する情報について取りまとめました。

まず、こちらは環境影響評価法の対象事業種別の手続の実施状況でございます。こちらは第1回 資料でも御紹介しましたが、事業の重複や事業のカウントを最新の情報に更新いたしまして、こち らに掲載してございます。境影響評価法施行後の事業につきましては、風力発電所が対象事業とし て数が多くなっているといったところでございます。

こちらは、環境影響評価制度、これは環境影響評価法が施行される以前の閣議決定要綱もしくは 省議決定要綱や条例、それから環境影響評価法と併せて件数を事業種別に整理したものとなってご ざいます。環境影響評価法施行以前の要綱等に基づく環境影響評価を含めて実施状況を見てみます と、御覧のように道路、面整備事業などの件数が多くなっておりまして、続いて風力発電所となっ ております。また、風力発電所に関しましては、環境影響評価法によるものが大勢を占めていると いった状況が御覧いただけるところでございます。

事業種別にこうした状況がございますが、風力発電所の対象事業の規模要件に関しましては、再 掲となりますが平成23年、風力発電所が対象事業種として追加された際の考え方は、こちらで御覧 のとおりとなっております。騒音・低周波音の影響、また法対象事業のカバー率との関係、動植物・ 生態系への影響といった観点で整理がなされましたけれども、その後の調査で騒音・低周波音の影 響、もしくは動植物・生態系への影響といったものは、規模よりも地域の特性にかなりよっている といった御指摘を今回もいただいたところでございます。また、土地改変面積の観点から、当時1 万kWといった検討もなされたところでございます。

これを踏まえて、平成30年に風力発電所の対象事業の規模要件の再検討を行った際につきましては、規模要件の検討の見直しの必要性については認識を共有されたところでございますが、規模要件を見直すに足りる根拠となるデータが不足していることから、稼働後にどのような環境影響が生じているかの事後調査結果が重要であるといったところ。また、環境影響評価手続がどのように地域の合意形成に寄与しているかという紛争発生状況の変化といった情報を収集すべきといった御指摘をいただいたところでございます。

こうした観点の中から一つ参考となる情報として、2つの観点から資料、情報整理をいたしました。まず、1つ目、風力発電所の対象事業実施区域面積と総出力の関係でございます。左側のグラフが総出力と対象事業実施区域の面積をプロットしたものになります。規模によって右肩上がりにはなっておりますけれども、1次関数として見るとかなりばらつきがある形で、一定程度の相関といったところでございます。

特にこの規模の小さい部分のプロットが多くなっておりますので、これを見やすくするために対数表示で示したものが右側のグラフになってございます。このような形で、総出力と対象事業実施区域の面積には一定程度の相関があることが見てとれます。相関係数は0.52となってございました。続きまして、こちらは参考ですが、経年的にこれらの対象事業実施区域の面積や単位出力当たりの面積が、経年的な変化があったかどうかといったところを見たグラフでございますが、経年による顕著な傾向は認められませんでした。

続きまして、こちらは厳しい大臣意見の発出状況ということで、対象事業の規模別に、クラス別に分けまして、準備書において厳しい環境大臣意見がついたものがどのような状況にあったかといった整理をさせていただいております。総出力が増えるに従いまして、こちらは左側のグラフの緑色の部分、濃い緑色の部分でございますが、出力が大きい、規模の大きい事業になりますと、このような厳しい大臣意見がつく割合がやや高くなるといった傾向が認められております。右側の表で5万kW区分ごとに整理してございますが、5万kW未満までの事業ですと、事業数51件に対して厳しい意見がついたのは7件。5万kWから10万kWにつきましては、25の事業のうち7件。10万kWから15万kWの12事業に関しては8件。15万kW以上の4事業に対しては2件といった形になっておりまして、

5万kW以上の場合ですと、厳しい大臣意見が述べられる割合はやや低いのかなといった傾向が見てとれました。

右下の帯グラフでございますが、これらの厳しい意見がついた24事業において、どのような観点での厳しい意見が多かったかといったものを整理してございます。多いのは鳥類(猛禽類に関する意見)、もしくは鳥類(渡り鳥に関する意見)、続いて動植物・生態系、騒音、風車の影、景観となってございました。

こちらが厳しい大臣意見の内容を、具体的に今御紹介した鳥類(猛禽類や渡り鳥)、動植物・生態系、騒音といった項目ごとに、規模ごとにどのような厳しい大臣意見が含まれていたかを整理してものとなってございます。

続きまして、論点整理の視点の2つ目、地方公共団体の環境影響評価条例に関連する情報を整理 して取りまとめました。

まず、1つ目としまして、環境影響評価条例における風力発電所の取扱いでございます。環境影響評価条例において風力発電所を対象事業としている自治体さんは、47都道府県のうち33府県、及び21政令市のうち15政令市となってございます。また、この図の中のピンク色で示しているのが、風力発電所が対象事業となっている都道府県でございます。また、この緑色で示している都道府県につきましては、土地の改変等の条件によって風力発電所も対象となり得るといった自治体さんとなってございます。

次に、風力発電所を対象事業としている条例の規模がどの程度に設定されているかを整理したものがこちらの図になります。風力発電所を対象事業としている条例の第一種事業の規模要件は、7,500kWとしているケースが多くて13自治体、次いで5,000kWとしている自治体が多くなっております。7,500kW以上としているのが薄いグリーンの自治体、それから、5,000kW以上としているのが濃いグリーンの自治体、5,000kWよりもさらに小さい規模で条例の対象としているのがブルーの自治体といったところになっておりまして、風力発電所を対象外としているグレーの自治体以外は法対象事業よりも小さいレベルから条例でカバーしているといった実態が見てとれます。

次に、環境影響評価条例における風力発電所の規模要件の3つ目でございまして、条例の対象規模に上限を定めていない自治体さんがこちらのオレンジで示した自治体さんとなります。風力発電事業を対象としている条例の多くは規模の上限は設定しておりません。一方、第一種事業の規模要件の上限を設定しているものが愛知県さん、千葉県さん、京都市さんといった例も見られたところでございます。

続きまして、環境影響評価法による風力発電所の手続の実施状況を都道府県別に整理したものがこちらになります。環境影響評価法の対象の風力発電所の件数は、こちら評価書以上の、評価書まで終了した事業も含めますとこちらのグラフになっておりまして、北海道が一番多くて55件、次いで青森県が39件、福島県、岩手県などとなっています。こちらのグラフでオレンジ色の部分は環境影響評価法の評価書までの手続を完了しているもの、ブルーは配慮書の手続中のもの、グリーンは方法書の手続中のもの、紫色は準備書の手続中のものとなってございます。また、都道府県の下段に赤い星印がついている都道府県につきましては、先ほど御紹介した環境影響価条例で風力発電所を対象としていない都道府県さんとなっております。

次に参りまして、こちらのグラフは、先ほどのグラフのうち5万kW未満、仮に対象事業規模を5万kWに上げたと仮定した場合に、自治体さんのアセスの対象となり得るものとなります。既に評価書手続まで完了したものが56件、現在手続実施中のものが111件となってございます。

続きまして、環境影響評価条例の内容に関する調査を行いました。都道府県及び政令市の環境影響評価条例を対象に、各種の規定や標準的な審査回数等について調査しております。こちらを御紹介しますと、まず①隣接する都道府県知事との協議の規定があるか。これまで国がアセスをしておりましたので、都道府県が受けた場合に隣接する広域的な影響について規定があるかという観点で調べたものでございますが、ほぼ全ての条例に規定がございました。

- ②環境大臣等に意見を聴く規定があるかということで確認しましたが、こちらはどちらの条例に もそのような規定はございませんでした。
- ③条例を遵守しない事業者への勧告などに関する規定があるかということで、全ての都道府県で 勧告・公表の規定がございました。一方で、罰則に関しての規定はございませんでした。
- ④法対象事業と条例対象事業の審査期間について比較いたしました。ほとんどの都道府県、政令市において法対象事業と条例対象事業の審査の期間、審査日数、審査会の開催回数等に大きな違いは見られませんでした。

こちらは参考として御紹介しましたが、47都道府県のうち隣接県との協議の規定は44でしたが、 地続きで隣接していない北海道、沖縄が2件ございますのでほぼ全域で、また規定がなかった1件 は青森県さんでございますが、こちらも隣接県との協議は調整されているということでございまし た。

また、条例を遵守しない事業者への勧告などに関する規定に関しては、こちらに規定の例として 長野県の環境影響評価条例を抜粋して紹介しておりますが、虚偽の事項を記載したものですとか、 立入りを拒み、もしくは忌避したものですとか、報告もしくは資料の提出をしなかったものなどに ついては勧告する、また当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表するといっ た規定がございます。

次に参りまして、法対象事業と条例対象事業の審査期間の比較でございます。濃いブルーで示しているのが条例の審査期間となってございます。上段は法の手続の場合の例、下段は条例の手続の場合の例です。上段の法の手続の例、左側から配慮書手続、方法書手続、準備書手続とございますが、法対象事業の場合におけるこのブルーの条例の審査期間と、下段に示しております条例の対象事業となった場合のブルーの審査期間はおおむね同じように設定されていることが多くなっていました。

こちらは、各都道府県における審査期間の規定について見たところでございます。グリーンは配慮書の審査期間、ブルーは方法書の審査期間、オレンジ色が準備書の審査期間、黄色が評価書の審査期間となっています。グリーンの配慮書の審査期間については、配慮書の手続を設定してない都道府県も多くございますので、このような形になっています。

続きまして、法対象事業と条例対象事業の審査会の開催数でございます。こちらも、法対象事業 と条例対象事業で、審査回数について特に傾向は認められませんでした。

続きまして、条例の改正に要する期間ということで、第1回でも条例がきちんと対応するだけの期間が必要という御意見がありましたので調査させていただきました。こちらは、太陽光発電の法の対象事業として政令を改正したときの例を整理したものとなってございます。環境影響評価法で太陽光発電の政令改正は、公布から施行まで約270日間の猶予期間を設定してございました。法の改正後に条例の改正に着手した自治体さんはそのうち24自治体さんでありまして、うち9自治体さんで条例施行日が法施行日以降にずれ込んでいた例が認められたといったところでございます。多くの自治体さんは270日に合わせて条例の御検討をされていたところでございますが、右側のグラフの下のほうにございますように、幾つかの自治体さんでは法による太陽光発電の環境影響評価法の対象事業化よりも、条例のほうが少し対応がずれ込んだといった形になっております。

続きまして、それ以外の、環境影響評価条例以外の再生可能エネルギー発電に関連する条例について若干御紹介させていただきます。再エネのトラブル事例も最近増えてきている中で、風力発電事業と自然環境等の調和を図る条例といったものを制定している自治体も増えてきているところでございます。こちらの表にございますように許可制をとるもの、禁止区域等の設定があるもの、もしくは住民の合意等の制約があるものなどがございます。

次に参りまして、特定の地域、対象との調和を求める条例であったり、既往の条例等の改正で風力規制を強化するようなケースも認められています。

続きまして、環境影響評価制度の運用に関連する情報について整理いたしました。まず1つ目、

第1回の検討会でも御指摘いただいたように、環境影響評価図書の公開を進めて広く技術の知見を 共有していくべきという御指摘をいただいたところでございます。環境省では、平成30年4月より、 事業者の協力を得て環境影響評価図書を公開してございます。風力発電所について見たのがこちら のグラフとなっておりまして、全事業数に占める公開の割合は12.9%となっております。また、協 力依頼を行った事業数のうち、協力可としていただいたものが14.8%、協力は不可という御回答が 6割近くを占めているといった状況でございます。

こちらは、環境影響評価図書の公開の御協力状況について、事業者さん別に整理させていただきました。事業者さんの名称は伏せさせていただいておりますが、協力をお願いした事業者さん88社のうち、依頼に応じていただけたのは20社、22.7%となっております。特に事業数の多い上位3者さんからは、残念ながら御協力が得られていないといった状況となってございます。こちらのグラフのグリーンの部分が協力いただけたアセス件数となってございます。

続きまして、環境影響評価法における事後調査と報告書手続に関してです。30年の検討会でも、第1回の検討会でも事後調査の重要性は指摘されているところでございます。事後調査というのは、環境影響評価法では予測の不確実性が大きい場合、もしくは効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合などに、工事及び運転開始後の環境の状況等を把握して報告するといったものでございます。こちら、左下に報告書手続のフローがございますが、発電所の場合、報告書手続につきましては報告書の作成・公表のみとなっておりまして、免許等を行う者等、もしくは環境大臣に報告書を送付するといった手続は対象となっておりません。

続きまして、事後調査の内容につきまして分析いたしました。これまでに公表された報告書は11件ございます。このうち、私どもで内容を把握できたものが10件となっておりまして、こちらの表に示しているものとなってございます。運転開始後、報告書公表までの日数が表の一番右にございますが、運転開始後に鳥類の調査などを長期間にわたって行っているといったこともございまして、運転開始後1年強、中には2年よりも長い期間たってから公表されるといったケースもございます。また、事後調査報告書がこの件数しかございませんので、評価書において事後調査計画が記載されてございますので、こちらも併せて事後調査の内容を解析いたしました。

その事後調査の内容の解析結果がこちらになります。評価項目として選定された項目のうち、鳥類を含む動物、それから運転開始後の騒音が多くの事後調査の項目となっております。こちらの赤字で示したところとなってございます。一方、景観につきましてはフォトモンタージュなどで予測が一定程度しっかりできるということもありまして、事後調査の項目として選定されているのはゼロ件となってございました。

事務調査の内容につきまして、工事中の調査項目を整理したものがこちらになります。移植した植物のモニタリングですとか、もしくは希少猛禽類の繁殖状況、希少猛禽類の飛翔状況、もしくは工事中の水の濁りといったものが調査結果の報告、もしくは事後調査の計画として多く挙げられています。

次に、運転開始後の調査項目でございます。調査対象としました46件全てにおいて、運転開始後も事後調査の実施もしくは計画がなされていました。運転開始後に関しての調査項目はバードストライクによる死骸調査、コウモリの死骸調査、もしくは鳥類の生息・飛翔調査などバードストライクに関するものが多く計画もしくは実施されています。また、稼働中の騒音に関しても、項目として多くの調査が計画または実施されています。

以降、事後調査の内容について、運転開始後の騒音や風車の影、運転開始後の死骸調査、運転開始後の死骸調査の従事者、具体的な調査の手法、運転開始後の死骸調査の調査頻度、運転開始後の死骸調査における持去り率の考慮がどのようになっているかといった情報についても、事後調査報告書及び評価書の事後調査計画から整理して取りまとめました。参考として収録させていただきました。

国によって、特にバードストライク等の事後調査も多くなされているところですが、こうした情

報については国によっても調査をしっかり支援すべきだという御意見をいただいているところでございますが、こちらは第1回資料の再掲ともなりますが、鳥類のセンシティビティマップの陸域版と海域版を、陸域版は平成30年3月に、海域版については令和2年3月に公開したところでございます。

続きまして、環境影響評価の制度に関連する情報について調査した結果を御報告します。簡易な環境影響評価手続が重要という御指摘が第1回の検討会でも多くございました。簡易な環境影響評価も様々なものがございますし、また、スクリーニング制度を簡易な影響評価と位置づけているケースもございますので、こちらに少し様々な事例を整理させていただきました。

1つ目、第1回でも御意見がございましたアメリカのEAという手続の例でございます。方法書のプロセスが、スコーピングの手続がないのでプロセス全体は簡素化されていますが、事業特性等に応じて環境影響評価の内容や手続期間が大きく異なってございます。自由度が高くて非常にメリハリがある反面、事業スケジュール等の予見可能性が低いのではないかといったところがございます。

それから2つ目、大店立地法や廃掃法等の例ということで、評価項目や手法があらかじめ定まっているので、環境影響評価の内容や期間は非常に見通しが立てやすいとなっております。大店立地法の手続などでは地域の住民への手続、説明をきちんとするようにといったような規定が定められていたりします。

続いて、3つ目が条例アセスの簡易な手続の例ということで、こちらは自治体さんの条例アセスの中で第二種事業について、方法書、準備書段階の住民手続を行わないことでプロセスを簡素化しているといった例もございました。

それから、4つ目としまして小規模火力発電、太陽光発電のガイドラインでございます。こちらは、法や条例よりも対象規模が小さい事業に対して、自主的な環境配慮を促すためのガイドラインとして当方、環境省環境影響評価課で取りまとめて公表しているものでございます。手順は簡略化しつつも、地域とのコミュニケーションや適切な環境配慮を求めるようなガイドラインとして整理させていただいてございます。

また、5つ目、現行の環境影響評価法の発電所に係る第二種事業の判定の例ということで、現在の環境影響評価法におきましても、第二種事業につきましてはスクリーニングの手続が制定され、規定されておりまして、簡易な方法のアセスメントという言い方もされています。こちら、簡易な方法で判定はできますけれども、基準が明示されていて予見性も高いのですが、公衆関与の機会は設定されてございません。

こうした制度の概要につきまして、以降に参考として具体例を整理しております。1つ目がアメリカのEA制度の例です。

こちらは風力発電の場合のEAの例ですけれども、フルアセスのEISという事業の例が左の表で案件A、B。EAという簡易なアセスの手続を実施した事例が事例CからGとなっております。中には短いものもあるのですけれども、EAの手続も非常に環境配慮が求められる場合には、事例Gが右側にございますが、かなりの重厚なアセスメントが行われるケースがあるということが示されております。

一方で、非常に簡単な手続で済む例として、こちらは太陽光発電事業のEAの例でございます。 それから、参考としまして、こちらは大規模小売店舗立地法、いわゆる大店立地法の手続につい ての概要、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の生活環境影響調査といった環境アセスメント プロセスの簡単な御紹介をしております。

3つ目としまして、条例における簡易な手続ということで、こちらは宮城県条例アセスの例です。 第二種事業の規模を非常に小さいものまでカバーしているということもございまして、住民手続は 行わないものの、アセス図書を作成して行政に提出するといったプロセスが規定されております。

続きまして、こちらが環境影響評価課で作成しました小規模火力発電のガイドライン及び太陽光

発電のガイドラインです。小規模火力発電のガイドラインの場合には評価書の案を公開して、意見 をいただいてから評価書として確定するといった手続を想定してございます。

また、太陽光発電のガイドラインにつきましては、このような簡易なチェックシートでアセスメントに慣れないような小さな事業者さんでもセルフチェックができるような仕組みとして取りまとめてございます。

続きまして、先ほど御紹介した環境影響評価法に定められている発電所に係る第二種事業のスクリーニングについて、実際に1万kWから5万kWの、現在準備書以降の手続を実施した案件は92件ございます。こちらの案件を対象にしまして、第二種事業の判定基準のうち、既往の資料で判定可能な地域特性に関する判定を試行してみました。その結果、御覧の表にあるように55件中54件で環境影響評価が必要という第二種事業の判定結果となってございました。

こちらの判定の条件としては、本来判定基準は28項目あるのですけれども、そのうちあまり事業計画によらずに判定できる、地域特性で判定できる14項と22項、御覧の項目について判定の対象といたしました。具体的に判定のどの項目に引っかかったかといったものを参考としてお示ししております。

続きまして、地球温暖化対策推進法の地方公共団体実行計画の概要ということで、現在検討を進めております温暖化対策推進法の改正の議論の中で、検討会の中でこういった議論がなされております。都道府県の施策として、事務事業編と区域施策編とございます。都道府県及び政令市が自らの区域について再エネの計画を策定していくといったことを考えているところでございます。

次に、こうした施策を進めるに当たって、立てた実行計画の実効性を向上する観点から、都道府 県が施策の実施に関する目標を設定することとすべき。再エネを活用した脱炭素化プロジェクトの 促進を検討するエリアなどを実行計画に位置づけて、いわゆるゾーニングを進めていくのが必要で はないかといった検討会の制度改正に向けた方向性が示されているといったところでございます。

こちらは検討会での具体的な意見ですけれども、このようなゾーニングの検討をして、地域で話し合って整理した結果を実行計画に位置づけるといった仕組みが求められているのではないかといった御指摘。

また、適地を抽出するゾーニングや地域への配慮事項の策定など、地域合意形成の仕組みをしっかり盛り込んでいくべきと、ゾーニングを取り入れるなどして環境影響を低減していくべきといった、ゾーニングを推進する必要があるといった御指摘をいただいているところでございます。

駆け足になりましたが、大変膨大な資料、まとめて論点に関連する資料を御紹介させていただきました。説明は以上になります。

【大塚座長】

どうもありがとうございました。

それでは、論点整理につきまして、19時20分頃まで議論の時間を設けたいと思います。まず、委員の先生方からコメントをいただきたいと思います。会場にお越しの委員、続いてウェブ参加の委員の順で指名させていただきます。名簿の順で指名させていただきますので、御準備をお願いいたします。

それでは、荒井委員、お願いいたします。

【荒井委員】

荒井でございます。御説明、どうもありがとうございました。

それでは、まず意見と、それから質問したいことが3つぐらいあるのですけれども、私、専門は景観なものですから、資料2の中の24ページで再生可能関係の条例は、非常にまちづくりや景観のものが多いというような結果が出ていると思います。このことから、景観に対する住民の意識が非常に現在高い状態になっていまして、特に資源性の高い山とかランドマーク的になるものに対しては高い意識を持って条例がつくられているという現状が増えてきている、太陽光に関してもそういうことがよく見られるようになっている現状というのは、私も調べていてそう思います。

事業がどんどん累積していくことによって、例えば海洋の場合もどんどん、どんどん累積していったときに、視野内に占める風車量が一定量を超えたときに、もしかしたら不快に感じるかもしれないというのは全然データがないものですから、特に日本の場合は海外のように遠くにできているわけではなくて割と近くにできてしまうので、そこはちょっと懸念しているところです。

皆様がいろいろおっしゃっているように、やはり合意形成というのがアセスの中では重要だと思っていまして、これから進めていく中で、前回、北九州市様がおっしゃったと思いますが、ゾーニングを法的な制度に位置づける必要があるのではないかなというように思っています。特に景観の場合は、ゾーニングできちんと整理することによって合意形成が進んでいく部分もあると思いますので、やはりきちんとした位置づけがあるといいかなと思っています。

それで幾つかの質問に移るのですが、前回も幾つか質問が出ていましたが、JWPA様ですか、 規模要件1万kWが導入を妨げているのかというのは気になるところでありまして、そこの条件が出 ないとなかなか納得できない部分が皆さんあるのかなという気がしますので、そこはもう一回整理 していただきたいなと思います。

それから、資料2のほうの、これは確認ですけど、8ページのところに厳しい意見がついたところで、景観はそこまでついているわけではないのですが、若干ついている意見は、いろいろ私も調べて、国立公園関係の意見なのかなと思うのですけども、どのような形で厳しい意見が出ているのかということを確認させてください。

それから、資料の11ページのところに行って、前回も御指摘があったと思うのですけど、青森県とか岩手県とか、新潟県もそうですか、割と風車が増えていくべき所に、計画がある所に条例を持たれていないということで、もしかしたら青森県さんとかは割と大規模なものがあるので法アセスにかかってしまうので、いわゆる条例で押さえなくてもいいのかという傾向でこのようになっているのか、なぜ条例をつくられていないのかなということを分かっていたら教えていただきたいなと思います。やはりこのところからどんどん入り込んでいくというような結果があるのではないかなと思ったので、今そこがクリアできているとしたらなぜクリアできているのかを、情報があったら教えてください。

それから、最後の質問です。資料2の30ページになります。先ほどの御説明の中でも事後調査において景観が扱われていない、ゼロだったという御説明がございました。前回、私も事後調査のこと、調査のことを伺って、このことできちんと実績を積んでいけば景観がそれほど問題になるのか、ならないのかということが分かっていくのかなと思っているのですがゼロという状態で、先ほどはフォトモンタージュ等で示しているのでゼロなのではないかというお話でしたが、実際、景観の場合は建ててしまうという情景がありますので、環境影響は必ず起きます。起きるという中でやっていますので、もちろんフォトモンタージュのとおりでしたというのは、私もよく審議会とかで見るのですけども、合意形成の観点から住民の評価等々は行っていないのでしょうか。例えばそれをきちんと押さえおいて、こういう状況で特に大きな問題はなかったとか、若干不安に思っている傾向があるとかというような情報を積まれていないのか、今後そういうようなことを積まれていくというような意向はないのかということを伺いたいと思います。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

では、片谷先生、お願いします。

【片谷委員】

まず、前回いろいろお聞かせいただいたいろいろなお立場からの御意見に対してなのですけれども、私はどちらも、風力発電協会さんや自然エネルギー財団さんなどの推進される側のお立場も、それから自然保護、野鳥の会などの保護を優先するお立場も、やはりどちらも重要であるという認識でおります。

ですから、その中でどうやって両立させるかということを考えるわけですけれども、そのときに、 今、荒井委員もおっしゃったゾーニングの活用というのは非常に重要だと思っておりまして、これ はもうこの話が始まるより前に、ゾーニングの検討が行われていた段階から、このゾーニングの制 度をアセスにうまく活用してアセスの促進、要するに時間的な負担を減らすということに活用した ほうがいいと思っておりましたので、これを法改正せずに何とか活用できないかというのを今、ちょっと考えているところです。

これをうまく活用すれば、手続の中で配慮書とか方法書の段階をかなり短縮できると思っておりまして、そのためには、配慮書ができたときにティアリングという言葉がかなりはやったわけですけれども、これをうまく活用できるようにしないといけません。実は、都道府県の審査会の場ではティアリングはするべきではないという意見をおっしゃる方も結構いらっしゃいまして、要は調査をしたといっても方法をチェックしていないのだから、その調査結果は使えないというようにはっきりおっしゃるような方もいらっしゃって、それでは意味がなくなりますので、やはりゾーニングをやって適地であると判定されている場合には、これこれ、こういうことはもうチェックしなくていいというようなことを明確にすることが必要だと思っております。

それから、実際にアセスの現場では、現地調査を通常の案件ですとするわけですけれど、それをアセス手続開始前に既に着手しているという例が多くありまして、現実にはそれはもうかなり黙認にされている状況があります。ですから、これを法律上どう公に認めるのかというのは難しいところがありますけれども、そういう先行して調査するということを許容することで、自然保護の観点から必要とされる調査期間というのを確保するというようなことも考えていく必要があるだろうと思っております。

あとは、審査会とか縦覧期間とか、その中で縮められるところがないかということ。それから、 先ほどから図書の公表の問題が大分話題になっておりますけれども、私が関わっている長野県のよ うに基本的に全面公表というような仕組みをきちんとつくれば対応できる話だと思っておりますの で、そういう方法でアセス実施、あるいは事業者側の負担を減らし、なおかつ自然保護に、自然保 護だけを言うと景観はどうなのだとか、騒音はどうなのだという話になってしまいますけど、やは り一番時間がかかるのは動植物関係だと思いますので、そこの情報収集がきちんとできるような仕 組み、時間は短縮し、内容は落とさないということをどうやって実現するかというのを早急に考え て、決めていくことが必要だと考えております。今日、資料の御説明いただいても、その前回感じ た意識を再認識したということでございますので、今日のところは、意見はそれだけにさせていた だきます。

【大塚座長】

先生、先ほどの視点との関係も御指摘いただけるとありがたいのですが。例えば規模要件の設定についてどう考えるかとか、地方公共団体における環境影響評価と政府との関係をどう考えるという辺りをお願いいたします。恐れ入ります。

【片谷委員】

すみません、それを申し上げなければいけなかったですね、失礼しました。

規模要件に関しては、私は無理して緩和する方向に持っていくというよりは別の方法で、要は事業者側の負担を緩和する方向に持っていくほうが現実的ではないかと思います。風力発電協会さんは自主アセス等でカバーできるということを基本的な立場とされていると思うのですけれども、それよりは、規模要件としてはすぐに緩和するというのではなくて、アセスの手続自体を簡素化する方向の変更のほうがより現実的な解ではないかと思っております。

あと、条例との関係は、これは非常に難しくて、各都道府県や市が異なる考え方で定められていますので、そこをどう法と整合できるかという問題もあります。その点でも、やはり規模要件を変更するよりは手続の中身、手続の方法を変更することを考えたほうが有効だろうと、そういう立場です。

【大塚座長】

勢一委員、お願いします。

【勢一委員】

ありがとうございます。短期間で丁寧な資料を用意してくださいまして、ありがとうございます。 幾つか知りたいなと思っていたことをこちらの資料で示していただきまして、ありがたいと感じて おります。

私からは、現時点で何点かコメントをさせていただければと思います。前回のヒアリングで実務の皆様からいろいろ教えていただきまして改めて感じましたのは、単純な規模要件の緩和では環境影響配慮は不十分であるということ、これはコンセンサスがあったように感じました。これは、規模要件の緩和が必要であるというお立場の方々からも簡易アセスが不可欠であるという御指摘がございましたので、そのような点を考えますと、少なくとも何の手当てもなく規模要件緩和はできないと、やるべきではないと理解しております。

実際に今日お示しいただいた資料の中でも、例えば厳しい大臣意見の発出状況、資料2の8ページ以下にまとめていただいております。単純に5万kWに上げてしまって、その後の手当が不十分であったとすると、件数としては7件が法アセスの対象でなくなると。これらは、厳しい意見がついた全体のうちの3割ということで、この3割を法アセスから外していいのかという点は、少し躊躇せざるをえない、エビデンスではないかと感じています。

そうなってくると、私は法律の分野なのですけれども、政令改正で即時対応することは、単なる 緩和だけであれば数値なのでできるのですが、これは難しいのではないかという印象を持っていま す。ここの皆さまには釈迦に説法ですけれども、政令は法の委任範囲の中で定めるということにな っています。当然、法は適正な環境影響評価を確保するという趣旨で規模要件を政令に委任してい るわけですから、その制度的担保を形骸化させるような委任立法は万が一にでも許されないという ことはございますので、ここはやはり慎重に検討する必要があろうかと思います。個人的には、再 エネ促進を国家政策として推進するのであれば、立法府の責任として迅速に法改正をしていただく、 これが近道であろうと感じているところです。

風力発電の施設について、アセス法が第1条で要請している対象事業の選定基準は、規模が大きく環境影響の程度が著しいというところでかかっています。前回のヒアリングも含めたお話を総合しますと、風力発電の場合は規模ではなく、立地が環境影響として大きいと。立地へのアプローチミスを回避するというのがアセスの上でも風力発電に求められるものであって、これはほかの事業と性質が違うのではないかと感じています。そのため、可能であれば法改正して、風力発電にふさわしい形でのアセス対象事業の選定基準を検討する必要があるだろうと考えています。これはかなり大きな話ですので直近の対応は難しいと思いますけれども、中長期的にはお考えいただきたいと考えております。

短期的といいますか、現状の議論としましては、1つは条例とのセットとしてアセス制度が組まれていますので、条例に委ねる部分をどう考えるかという論点があろうかと思います。これは既に 荒井委員からも御指摘がありましたけれども、アセス条例の対象にしていない自治体が現時点では 少なからずございます。もちろん、自治事務ですので強要はできないわけですけれども、これをアセス制度全体としてどのように考えるかは、制度の在り方として重要なポイントになろうかと思います。条例が対象としていない地域に集積するというようなことが起こり得るとなると、それはやはり制度のエラーと考えなければならないと思います。

また、今日示していただいた資料の中でも、法アセスから外して条例アセスの対象にしたとして、 事業者の負担がどのくらい軽減されるのかと。軽減されなければ普及拡大にはつながらないという ことになりますので、そうだとすると、もう少し実質的な合理化、効率化、特に立地に注目した形 での対応を模索する必要があろうかと思います。この点では、既に御指摘もありましたけれどもゾ ーニングの発想は非常に重要だろうと思います。温対法の動向も御紹介いただきましたけれども、 地域のコンセンサスを得ながら促進エリアの抽出を試みるという方法、残念ながら時間がかかるかもしれませんけれども、急がば回れかもしれません。個人的には、海域再エネ利用法で早くに導入事例に至った地域については、環境省が行ったモデル事業、促進事業が下地になったと推測しております。この仕組みの活用方法を探ることは選択肢になろうかと思います。

私からは以上です。

【大塚座長】

では、この辺で1回切って、事務局からお答えいただければと思いますけど、特に荒井委員から 質問が4つございましたので、よろしくお願いします。

【事務局】

景観に関して非常に関心が高くなっているということで、厳しい大臣意見にはどのようなものがあったかということでございました。3つ厳しい大臣意見を述べているという件につきまして、いずれも国立公園に非常に近接、もしくは国立公園区域の景観に非常に近くて近接しているといった3件になってございました。

それから、モニタリングについて、その地域の合意形成の観点からモニタリングは重要ではないかという点でございますが、これまでの審査の中で事後調査計画を事業者さんが立案されている中で、特に求められていたケースがなかったのかなと思います。

そこまでのところで、景観に関してアセスメントの手続の中で十分に理解が得られないので、事後調査でもう一回きちんと調べる必要があるよというケースは、逆に言えば一定程度理解が得られたということなのかなとも考えられますが、ここは事業者さんのモニタリング計画についてのお考え次第なのかなというように思います。

【大塚座長】

青森、岩手等で、どうして条例の風力を対象としたアセスがないのかというところとかはいかがですか。

【事務局】

失礼いたしました。先ほど御紹介した中の青森、秋田、岩手につきましては風力のアセスが大変数多く行われておりますが、実質的にこれまで法対象事業が1万kW以上ということで、ほぼこちらの風況のいい所で行われているような大規模なウインドファームについては、法対象事業として法律がカバーしていたといった背景があるのかなと。これは私の推測になりますけれども、こういった形で法律がカバーしていたので、これらの3県では条例として改めてアセスの制度を設けてこなかったのかなと推察しております。

【大塚座長】

それは、それほど小規模のものはなかったということですか。

【事務局】

青森県などでは小規模のものもあるにはある、小型風力などの課題もあるのですけれども、個別にガイドラインなどで対応しているといったところも伺っております。

【大塚座長】

片谷委員とか勢一委員の意見に関しては、何かおっしゃることはございますか。

【事務局】

特にこちらから補足するところはございません。

【大塚座長】

分かりました。

では、リアルでこちらにいてくださる先生方については以上でございますが、では、阿部委員からお願いできますでしょうか。

【阿部委員】

阿部です。よろしくお願いします。

まず、国が進める政策の大前提、今回の大きな目標としては風力発電の導入促進というのがあるのではないかと思います。その導入促進に寄与するような政策を打っていくというのが法改正等をやっていく上での基本になるのではないかと思います。

それを大前提とした上で、例えば前回、風力発電協会さんは規模要件を緩和する代わりに、その間に、立地条件によっていろいろ異なるので、そこのところはスクリーニングでカバーしていきましょうという御提案をなされたと思います。それに関してちょっと懸念は示されたものの、基本的に立地によって違うよという認識は、事業側も保護側も共通して持っているのではないかということで、そのスクリーニングの制度とか規模要件の緩和が、今後の例えば促進に対して非常に効果的に働くのであればWin-Winの状況をつくれるということで好ましいと思うのですけれども、実際今日見せていただいた資料を見て、本当にそうなるのかという疑問な点が幾つかございましたので、御回答をいただきたいと思います。

まず、資料の後ろのほうでスクリーニングの話が出てきたと思うのですが、今、発電所の第二種事業のスクリーニングの中で、特に1km圏内に自然植生があるかないかというスクリーニングの要件は、恐らく外せない要件だと思うのです。それで実際に調べていただいた中で、かなりの割合の事業がこの要件に落とし込まれてしまうということで、実際に第二種事業になった場合には、スクリーニングに引っかかってアセスは必要になるということになってしまうと思います。そうすると、ここの部分は規模要件を緩和してもスクリーニングにはかかってしまうということで、あまり規制緩和にはつながらないというような感じが見られます。

一方で、今の法律を準用して0.75にしますと、3万7,500kWから1万kWの間というのは第二種事業になりませんので、すぽっと抜けてしまいます。ここのところのフォローは、スクリーニングにかからない以上、どうやって、やっていくのかというのは非常に疑問に思います。ここは単に事業者が自主的にやりますよというお約束だけじゃ駄目で、ちゃんと国が制度として何かを準備しなければいけないだろうということが考えられるわけです。そこのところが少し疑問がありまして、実際にうまく制度を変えていくことで働くのかどうかというところにちょっと懸念があります。

もう一点は、スクリーニングをどうやっていくかということで、非常に簡単なスクリーニングでもこういったことが分かるので、それも非常に重要だとは思うのですけれども、やはりバードストライクの問題で、前回、事業者さん側も保護の側も主張していたのが、事後調査結果を活用していくということだと思うのですけれども、事後調査結果をどのように共有していくかという仕組みが十分整うのかどうかというところに幾つか疑問があります。現状ではアセス図書の公開に関しても、事業者さんは、当然それは会社として行う事業ですので、全面的に公開というのはなかなか難しい状況にあると。今日の資料でも出てきたと思うのですけど、そういう中で事後調査結果をどう蓄積して、それをスクリーニングに反映させていくという仕組みをつくっていくことが必要なのではないかと思います。その辺りの、特に第二種事業をどう扱うのかというところと、スクリーニングをどうやっていくのか、そこのところが解決しないと、なかなか規模要件の話まで進んでいかないのではないかと思いましたので、そこのところの御回答をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

ありがとうございました。

では、関島委員、お願いします。

【関島委員】

新潟大学の関島です。よろしくお願いします。

前回のタスクフォースのこのミーティングを受けて感じた最初の印象は、やはり風力発電協会さん、それから自然エネルギー財団さんの主張も分かるし、また再エネを推進していくという国の目標も理解します。多分それは多くの国民の理解するところだと思うのですけども、その中で規模要件を引き上げて5万kWにしていくといったところに関しては、繰り返し聞いても合理的な説明とい

うようには受け取れなかった。また、先ほどの阿部委員のコメントに関しては私も同意するところがあるので、後でその辺は触れたいと思うのですけども、規模要件を緩和したときの対応が、今日の資料を見ても十分対応できるのかどうかというところにちょっと疑義を持ちました。

一方、保護団体からのコメント等もいろいろありましたし、今日のこの資料の中にありましたように、まず、今日の資料の8ページに厳しい大臣意見というのは小規模な案件からも出ている。それから、今日の資料の中には入っていないのですけども、前にNEDOの事業の中で既設風車の影響評価した事業、影響評価があって、私もそれに関わっていたのですけども、私は生態系の評価といったところで関わっていたのですが、それも規模要件にあまり関係なく影響は出ていたと。そういったエビデンスの中で、どのようにその事実を受け止めていらっしゃるのかといったところもちょっとお聞きしたい。

阿部委員が私の前におっしゃったように、先日のタスクフォースの中で出てきた、引き上げたときの第二種事業の対応について、今日もそれが51ページに紹介されていて、例えば法改正もして1万kWまで対応できるような形にしたとしても、かなりの案件が実はアセスしなければならないと。また、阿部委員も先ほどおっしゃっていたように、1万kWから3.75万kWの規模に関してはどのように対応していくのかといったところにかなり課題があるのではないかと考えます。

そういった中で、先ほど片谷委員が言われたゾーニングの活用というのがあります。そういった ゾーニングに向けて今、環境省は、鳥類であればセンシティビティマップ等の整備を行う中で、事 前にそういうような情報に基づいて事業計画を組み立てていただきたいというような形で、EAD ASのほうにそういった情報を提供しています。

そういった資料を使いながら、私は現行の枠組みの中でも十分アセスを、要はその中で、例えば 配慮書の手続の中で、重度に影響を与えるようなものに関しては再考をお願いして、そういったと ころのチェックに関して十分配慮いただいていると、地域環境に配慮いただいているという案件に 関しては、アセスをフルアセスではなくてなるべく簡略化していくような仕組みさえつくれば、か なり事業案件をさばけるのではないかと考えます。

このような現行の仕組みの中でも十分対応できるのではないかという話は、2年ほど前に行われた規模要件の検討の関係者の委員会の中でも出てきたのですけども、そういったところをまた改めて言わなければないように、また規模要件の引き上げといったところだけが主張されている。要は現行の方法で十分対応できるのではないかというあのときの結論に対して、風力発電協会さんはそのときに出席されていましたけど、協会のほうではそれをどのように受け止めたのかという意見も、実はちょっと聞かせていただきたいところがあります。結局また今回のタスクフォースでそういうような話に陥ったとしても、またそれを持ち帰られたときに、再度、再度協会、それから財団さんのほうでまたそれに対しての疑義が出て、規模要件の引上げの話がまた近いうちに出てくるのではないかということを考えると、そういったところのコミュニケーションが図られているのかどうか、そういったところに疑問があります。その辺を確認させていただきたいと思います。

【大塚座長】

以上です。

ちょっと質問がたくさん出たので1回ここで切ろうと思いますけど、事務局、それから風力発電 協会さんも、よかったら答えていただいたほうがいいですかね、いかがでしょうか。

まず、事務局からお願いします。

【事務局】

まず、阿部先生から、スクリーニングの結果について御指摘いただきました。先生がおっしゃるとおり、植生自然度につきましては、対象事業実施区域の周囲1kmに存在した場合という条件については、多くの案件でこちらに該当しておりました。その次のページに何が該当したかというのがございます。こちらのブルーのところが1万kWから3.75万kW、イエローの部分が3.75万kWから5万kWの事業の数を表しておりまして、一番上の赤い枠で囲ってあるところ、こちらが植生自然度の判

定基準に該当したものになっております。多くの部分がこの植生自然度9または10が1km以内に存在していたということでございます。実際にはこの1km以内に存在して影響を及ぼすおそれがあるかというところでの判定になりますが、多くの案件が該当していたといったところでございます。

それから2つ目、そのスクリーニングを、こちらの1万kWから3.75万kWに該当した場合でもこうした自然環境へのリスクが認められると、スクリーニングの判定の結果、アセスが必要と判断されるような状況なので、国でこちらのスクリーニングの部分、1万kWから3.75万kWの部分を担保しなくて大丈夫なのかといった御指摘をいただいたと思います。

1つは、最初に御紹介しましたように、我が国の場合、規模の大きいもの、著しい影響のおそれがあるものは第一種事業として国で、法律でと、それ未満のものにつきましては、スクリーニングの制度はございますけれども、さらにその下については自治体さんが条例でアセスメントをやっているといった、地域と国との、地方と国との分権のような形のアセス制度になっていて、アメリカのEPAのように国が全部スクリーニングして整理するという立てつけになっていないといった事情もございます。ですので、一つこちら、今回示させていただいた状況としましては、1万kWから3.75万kWが条例のほうでカバーできるのかといった観点で整理させていただいたといったところでございます。

それから、図書公開についても御指摘いただきました。事後調査が今後も重要になるというお話だったと思います。こちらはJWPAさんからもお話しいただけるのかなと思います。

それから、関島先生から御質問いただきました。関島先生からのお問合せについてもJWPAさんへの問合せがあったかと思いますけれども、スクリーニングという制度に加えて、ゾーニングという形でも見ていく必要がないかというところは、多くの方からも御指摘いただいているところでございます。

これ以外の点については、JWPAさんから御回答をいただくということでよろしいでしょうか。 【大塚座長】

阿部先生からの2つ目のことに関しては、事後調査をどのように蓄積させてスクーリングに反映 させるかという御質問もあったのですけど、それについては何かございますか。

【事務局】

先ほども御紹介させていただいたとおり、事後調査の結果につきましてはまだ10件しか結果の御報告をいただけていない状況、事業のスキームがまだそこまで届いていないということで、まだ10件しか事例の蓄積がない状況でございます。こういった結果が蓄積されていけば、今後スクリーニングに反映するなどの検討も可能になってくるかなと思いますが、現時点では今後の課題というところかと認識してございます。

【大塚座長】

では、風力発電協会さんに対して関島先生から、規模要件を引き上げて5万kWとする説明がまだないのではないかという御指摘と、それから風車の生態系への影響評価は規模要件とはあまり関係がないとか、さらに、環境に配慮されているのであればフルアセスしない方法が現行法でもできるのではないかということに関して、コミュニケーションが取れていないという御指摘がございましたが、何かそれに関してお答えいただけますか。お願いします。

【オブザーバー (日本風力発電協会)】

すみません。ありがとうございます。資料の整理等大変だったと思いますが、改めてお礼を申し上げます。

まず、1万kWで導入を阻害しているかということに関しましては、前回の我々の説明の中の6ページで記載させていただいているのですが、やはり法アセスですと時間がかかるということで他電源、特に太陽光発電に系統を確保されてしまって接続が困難になってしまって、開発が止まってしまった案件があるということで報告させていただいております。

もう一つ、妨げになっているかどうかといいますか、我々としては、7ページ目でもちょっと説

明させていただいたのですが、工業地帯などでも同じようなアセスメントが求められているという ことで、効率的・効果的なアセスメントをしていただきたいということの中で、規模要件を引き上 げていただきたいという話もさせていただきました。

それと、関島先生から、前回からあまり進捗がないではないかということで、きちんと我々が説明できていなくて大変申し訳ないのですが、状況としては前回、風力発電協会内の事後調査事例ということで21事例しかなかったのですが、今は69事例まで増えてきておりまして、なるべく公開していきたいということで、私の立場としては協会の会員の方々にお話を今しております。前回もお話ししたのですが、EADASにもできるだけ我々の情報を公開して、我々としては会員が四百何十社・団体がいる組織でございますので、皆さんの意見が一致しているというわけではないのですが、私の立場からすればできるだけ公開して有識者の御意見をいただいて、学術論文にもどんどん書いていただいて、それを我々としてはアセスメントに応用していくということの方向性は出しておりますので、できる限り我々としては公開していくということで、環境省様とも適宜相談させていただいている状況でございます。

まだ至らない不十分な点があると思いますが、それは少しずつ会員の皆様方に御理解いただきながら進めていきたいと思っております。

簡単ですが、以上でございます。

【大塚座長】

全面的に答えていただいているかどうかという問題があるかもしれませんが、ここで議論のやり 取りになってしまうのは少し後のほうがいいかと思いますので、田中委員、お願いします。

【田中委員】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。何点かございます。

1つは、環境省でまとめられた資料の、前のほうに制度全体の実施状況、2ページに、これはこの前も出た資料でございますが、事業種別の法アセスの実施状況がございます。そして3ページに、今度はそうした事業種別に、法アセスと閣議決定要綱アセスですね、ここは要するに国の役割として行ったアセスメント手続と、それから条例アセスで行った手続という整理をしていただきました。大変分かりやすい資料なのですが、これを見たときに、一つは、全体の案件状況として法アセスでは風力発電に非常に集中している、これは2ページのデータです。その上で、さらに手続の実態をみますと、3ページですけれども、風力の437件のうちの95%は法アセスが占めている状況がみて取れます。これを、例えば面開発事業であったり、道路であったり、あるいは火力であったりする手続と比べると、実施件数の多いものとして最終処分場がありますが、これは少し特殊でありまして、最終処分場の場合には、この中に廃棄物施設、これは条例のみが対象にしている廃棄物施設があるものですから、これは条例の対象範囲が非常に広くなっているのですが、それを除きますと、つまり法がどういう役割を果たしたらいいのかという観点で見ると、風力発電においては法手続がほぼ全数をカバーしている。つまり、この事業種において、法が特異なというか特徴的なといいますか、非常に特別の役割を果たしているというように見てとれます。

したがって、法と条例の在り方、役割分担を考えると、この点でうまいバランスを取る必要がある。これは論点の方向性の中で法と条例の役割といったところの整理の中でいけば、本来の法の所掌範囲と、それから条例が所掌すべき範囲というのは、もう少しバランスを取ったほうがいいのではないかと、これが私の意見になります。

何人かの委員からも御指摘がありましたが、仮に1万kWから5万kWに引き上げたときに、1万kWから5万kWの間で例えば厳しい大臣意見がついているとか、あるいはスクリーニングしたときにかなりの部分で、例えば1km以内に貴重な自然地があることによって法対象の該当になるという、こういう御指摘がありまして、それはすなわち、言い換えれば条例が機能すれば、きちんとそこの条例がカバーされるというように理解するのですが、現実の条例の整備状況を見ると、例えば青森県

であったり岩手県のように、あるいは鹿児島県もそうでしょうか、風力の実施件数が多いけれども、現状のところ、法の1万kWという規模要件にある意味委ねているといいますか、条例は整備しない形で法を運用しているという、こういう構造があるということも他方では事実であります。

そこで、仮に法の規模要件を引き上げたときに、こうした自治体において、それぞれの自治体の立場の中で実施件数が多くなれば1万kWから5万kWの間を埋めるような条例整備をする、そうする形で漏れたところ、法から外れたところをきちんと対処する、そういう取組が必要になってくるのではないかと思います。また、そうすることで、地域の立場で地域環境を守るという取組みが可能になるのではないかと考えております。

それから、もう一つの論点で、立地とその規模との関係です。これも、既に何人かの委員から御指摘があったとおりでありまして、地域の情報をお持ちの自治体が中心になって、その地域の中でゾーニングしていく必要がある。言わば、こういう風力発電のような再エネ施設について、積極的に立地が促進される場所と、それからある程度厳しい規制の下で規制を行う、いわゆる自然保護を促進すべき場所と、そしてその中間、グレーゾーンという色分けの中で、きちんと事前の評価をした上で考え方を整理していく。そういう3種類のゾーニングを行うことによって、立地条件をある程度反映した形で風力発電の事業計画が進む、そうすることで実態としては環境配慮がより適切に組み込まれるのではないかと考えます。この点は、ある意味規模要件にかかわらず、仮に規模要件は小さくても、そうしたゾーニングがなければ、リスクとして自然環境への影響が残るという方向になりますし、逆にある程度規模を上げても、事前に風力ゾーニングをきちんと行うことで、風力発電の立地に対し、環境配慮がある意味担保されるのではないかと考えます。これが2点目です。

3点目は、簡易アセスの考え方がすでに委員からも出ました。前回御指摘があって、今回環境省のほうでもいろいろ調べていただきました。簡易アセスとした場合に、どういう仕組みを取るかということになります。簡易アセスについて、私は非常に有効だと考えておりますのは、こういうことになります。仮に1万kWから5万kWに規模要件を法アセスが引き上げた場合に、今まで1万kWから5万kWが実態としては法アセスの対象であったにもかかわらず、一気に1万kWから5万kWまで、言わば法の立場として空白のゾーンをつくっていいのかという論点が出てくるのだろうと思います。一定の経過措置を置いて、そうした中で実態として影響がないということが見えてくれば、そこは全面的に適用ということはあるだろうと思いますし、あるいはケース・バイ・ケースによって、先ほど言ったような立地条件によって影響が出るおそれがあるとすれば、それは何らかの措置が必要だと思います。そのときに有効に機能するのが簡易アセス、あるいは小規模アセスという考え方ではないかと思います。

今回の資料の中で、環境省のほうで小規模アセスの考え方の事例を整理していただいております。もちろんアメリカのEAのような考え方もありますが、日本国内でも十分効果のある手法がありまして、例えば同じ発電所施設ですが、小規模太陽光発電のガイドライン、あるいは火力発電のガイドラインという仕組みがあります。特に小規模火力発電に対するガイドラインというのは、大変簡素な仕組みなのですが、いうならばしっかりと関係者に情報を公開して共有した上で意見を聴取し、そして項目を絞って影響評価を行うという、簡易アセスをまさに行うということになります。私もそこに、小規模火力発電所ガイドをつくる際に関わった者として理解していますが、このときは評価項目を4項目に絞る。二酸化炭素、大気汚染物質、水質汚濁物質、それから騒音だったと思いますが、小規模火力の立地の特性から必須なものをこうした4項目に絞り、その4項目を必須項目にした上で、ほかの項目は地域特性に応じて追加項目にするという考え方で整理しております。例えば風力発電であれば、そうした大きな項目と重要な項目に絞った上で、さらに必要に応じて追加するという考え方で機能させれば、1万kWから5万kWというところをカバーしていくことは可能ではないかと思います。

これは最後のコメントになりますが、2050年のいわゆるカーボンニュートラルに向けて、排出実質ゼロに向けて、再エネの主要な柱である風力発電に対しては、大変大きな期待が寄せられている

と思います。現行法の仕組みの中で、それなりに政策的な制度づくりも必要で、そのためにしっかりと環境に配慮しながら、同時に促進にもつながる、風力発電の促進にもつながる、そういう配慮と促進の両立が必要になってきております。そうしたときに、現行の法制度の仕組みは、ゼロか1かという判断で、ゼロになる場合には手続なし、1になった場合には非常に重い手続、数年という期間、それから何億円という経費がかかるという仕組みです。そういう画一的な手法から、環境影響に応じて手続を段階的に課すという方向で整理することで、実態として環境配慮の必要なものを選び出して、そこにしっかりと環境配慮の手続を置いていく。そうでないところ、ある程度環境上許されるというところは、それなりにしっかりと配慮しながら促進していく。先ほどのゾーニングの考え方とも相通じるものがあると思いますが、そういう考え方で制度を設計できるといいのではないかと思います。

長くなりましたけれども以上でございます。

【大塚座長】

ありがとうございます。第2点につきましては、温暖化対策推進法の下でゾーニングが今回入る ことになりましたので、先ほど御説明もいただきましたけど、それと関連すると思います。

第3点について、私から伺って申し訳ないですけど、今回もし規模要件を引き上げたときには、 条例がその空白を埋めようとするかもしれないのですが、田中先生は、簡易アセスとの関係は、そ のときはどのようにお考えになっていらっしゃるのですか。

【田中委員】

私に対する御質問だったでしょうか。

【大塚座長】

はい。

簡易アセスは非常に重要でいいのですけれど、法律がもし規模要件を上げたとすると条例がその 空白を埋めてしまうかもしれませんが、そこは、先生はどのようにお考えになっていらっしゃいま すか。

【田中委員】

分かりました。私は法律上、簡易アセスという仕組みを入れてもいいのではないかと。今は第一種、第二種という事業規模要件別に手続を決めているのですが、例えば条例の中に、これは私が関与した川崎市の条例は行為を規模に応じて3段階に区分しています。第1種行為、第2種行為、第3種行為。それで、第1種行為はフルアセスを適用して、第3種行為というのは一番軽易なものなのですが、しかしアセスメントをやるということで準備書といわゆる評価書、準備書、準備書案と準備書という、そこを適用する仕組みにしています。それが1つの参考例になりまして、法の仕組みの中にそういうものを入れていくと、段階に応じた手続を入れていくという考え方が取れないだろうかと思います。

以上です。

【大塚座長】

法改正が必要だということにはなるわけですね。

【田中委員】

そういうことです。大変難しいですね。

【大塚座長】

では、錦澤委員、お願いします。

【錦澤委員】

大きくは3点申し上げたいのですけれども、まず1点は前提のような話で、私の意見としてはスクリーニングで対応するという、もし緩和するとした場合に、スクリーニングの幅を広げるというのがいいかなと思っています。というのは、ゼロから1、シームレスに抜けがないように事業ですとか地域等に応じて環境配慮していくという仕組みという意味では、スクリーニングはゼロにもで

きますし、1ということでアセスをすると。アセスをするとした場合に、どのくらい詳細にやるかというのは運用でカバーできますので、スクリーニングを1枚かませることによって、例えば先ほどお話があったような工場跡地で環境影響はほとんど考えなくてもよくて、アセスは場合によっては必要ないというような事業にも対応できるということで、スクリーニングというのはあるかなと思っていたのですけれども、ただ実際に政令で0.75に準ずるというのが規定されていて、政令改正が閣議決定マターということで結構時間がかかると。先ほど法改正という話もありましたので、それも含めると政令改正のほうがもう少し敷居が低いのかもしれないのですけども、ただそれなりにやはり時間がかかるということで、もし政令改正できてスクリーニングの幅を広げることができるとなった場合に、先ほど、仮に例えば $1\,T_{kW}$ から $3.75\,T_{kW}$ のところで、これまでの事業で試行的にスクリーニングした場合に、55事業中54事業がアセス対象という判断になったという興味深い結果が示されましたけれども、そちらのほうのスクリーニング判断については省令マターである程度柔軟に変えることができると思いますので、そこはもう少し検討して変えるということは可能かなと思っています。

論点2のところの「著しい環境影響のおそれがある事業」の解釈のところを2点目に申し上げたいのですけども、著しいというところの解釈は非常に難しくて、ポイントとしては2つぐらいあるかなと思っています。1つは環境大臣意見が出ているかどうかという点で、環境大臣意見が出ているということは、やはり著しい環境影響のおそれがあるということで環境大臣意見が出ているのだと思います。ですので、1万から5万のところで、7件という数字ではありますけれども出されているということは無視できないのかなと思いました。

ただし、「著しい」ということを考えるときにもう一つ考えなくてはいけないのは、緩和措置でどれだけ対応できるかという点です。別の言い方をすると、その影響の不可逆性みたいなものが生じているのかどうか。ある程度緩和措置で対応できるというようなことであれば、厳しい環境大臣意見が出ていたとしても、そこは対応ができるのかなと思います。そこの部分の判断というのは、やはり事後調査でチェックするということが必要になってくると思います。今日は事後調査についてデータを示していただきましたけれども、実際にこういう点については調査されたというお話は聞くことができたのですけれども、実際にその調査の結果はどうだったのかという部分については、まだちょっと情報が不足していたのかなと感じました。ですので、そこの事後調査の結果をもう少し詳細に見ていく必要があるのではないかと思います。

それから、この「著しい」に関してもう一点考えたほうがいいかなと思っていますのは、アセスの対象を考えるときに、日本のアセス法だと「規模が大きく著しい環境影響の生じるおそれがある事業」となっていまして、すなわち、日本のアセス法の対象事業は、「規模が大きく」かつ「著しい環境影響が生じるおそれがある」という、2つが「アンド」になっているのだと解釈できます。これは、法律の先生がいらっしゃいますので、もし間違っていたら指摘していただければと思います。ですので、「著しい」の判断を考えると同時に、「規模が大きい」かどうかというところも併せて検討する必要があるのだと思います。そのときに重要になってくるのは、土地の改変面積の大きさというのは重要な問題で、特に森林の改変とかそういった点については見ていく必要があるかなということがあります。

それから、最後に論点4の迅速化・効率化のための喫緊の課題というところですけれども、1つは、もし規模要件を緩和して、しかも政令改正が難しいということで第二種事業が例えば3.75万となった場合に空白の規模、アセス対象にならない、条例対象にもならない部分が生じる、そこをどう対応するかというところで、JWPAさんは自主アセスというガイドラインをつくられていますけれども、その参加手続等々でどのくらいの実績があるのかなというのがよく分からなくて、国のほうで何らかの自主的な取り組みを促すガイドラインをつくるとか、そういった対応は必要になってくるのかなと。ただ、自主的取り組みということで、そこが機能しないということになれば、法改正して対応していくというようなことになってくるのかなと思います。

それから、あと最後ですけれども、ゾーニングについては私も非常に大事だと思っています。ゾーニングを考える上で、温対法の考え方でいうと、これはアセスの話の枠を超えていく話にはなっていきますけれども、ゾーニング、それから導入目標、どのくらい導入していくのか、それから、あとは地域のメリットになるような、合意形成につながっていくような部分の話も含めて計画の中で検討していくということが大事になってくるかなと思っています。

【大塚座長】

以上です。

ありがとうございました。 では、山本委員、お願いします。

【山本委員】

意見を申し上げます。検討の視点の2番目のところにおいて、規模要件の設定についてというところなのですけども、現状、規模要件と環境影響の重大性との関連性に関してエビデンスが全く欠けていると思います。風力発電の環境影響評価は平成24年から始まって8年たって、事後調査のデータもあるということですけども、今の時点で規模要件と影響の重大性に関わるエビデンスというのが欲しいなという感じがします。法アセスの事後調査で、騒音の調査はあまりやらないのでデータはないかもしれません。風力発電協会さんのほうでは前回、定性的な話をされましたけども、数値的に整理していただきたいと思っています。それは、発電容量と苦情の件数であったり、発電容量と、例えば工事期間との関係です。工事期間というのは工事にかかる時間のことです。その場合は、発電所の規模が大きくなればなるほど長時間工事をやるわけで、それに伴って道路を走る大型車が結構長い期間にわたって走行します。そうすると、沿道住民にとって、ある程度不快な状態の潜伏期間があって、それが過ぎると苦情となって発症する。コロナウイルスみたいなものですけれども、そういうことを考えると、ある程度一定の時間までなら許せるのではないかなという、そういう気がしました。取りあえずは、数値的なエビデンスが欲しいということをまず申し上げておきます。

2番目ですけども、今ここで議論しているのはアセスに時間がかかり過ぎるという、そういう議論なのですけども、その理由がちょっといま一つ分からないということです。先ほどのお話だと予定どおりの日数で行われているということなのですけども、私の意見は、時間がかかることは、結果としてはそんなに悪いことではないと思っています。それは、アセス手続き中であっても、事業者によって十分な時間をとって風車単体の規模であるとか配置の検討はかなり綿密に行われているし、最終の評価書時点においても微調整が行われているということが分かります。騒音でもそうですけども、環境に配慮して配置を変更するとか、風車の設置を一部やめるとか、そういう微調整が行われているので、決して時間がかかることが悪いことではないと思います。

3番目ですけども、迅速化の話です。今のまま規模要件を緩めるということを考えるなら、事後調査を行うということを前提にしてアセスの簡易化というものを図っていくほうがいいのではないかと思います。法アセスでは事後調査というのは不確実性がなければやらないわけですけども、むしろ大胆なアセスの簡易化をすることによって、不確実性が存在するので事後調査をやっていただくということです。アセスから建設までのところは早くなるのではないかなと、そういうような考えを持っていますので、アセスの簡易化プラス事後調査の組合せで規模要件を緩めていくということが可能ではないか、このように思います。

最後です。結論から言うと、ゾーニングをやれば、私は、配慮書は要らないと思っています。ゾーニングによる適地抽出は配慮書の趣旨に沿ったものであるため、同じようなことを配慮書に書くと、それだけも時間がかかるわけです。すでにゾーニングの時点では合意形成もかなりできているということですし、いろいろなリスクも避けているという状態ですので、ここから先は方法書にいけばいいのではないかと思います。これは法律の改正が必要なので、ちょっと意見だけということで申し上げておきます。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

特にはございません。

【大塚座長】

では、オブザーバーの方に移っていきたいと思います。では、まず日本風力発電協会さんからお願いします。

【オブザーバー (日本風力発電協会)】

様々な御意見、ありがとうございました。

先ほどもお話しさせていただいたのですが、風力発電協会としては、ぜひ事後調査はこれからも 充実させていきたいと思っております。それで、情報公開を積極的に努めていきたいと思っており ます。それによって、御懸念されているような環境影響に対してしっかり把握して、我々としては 事前に予防するということをやっていきたいと思っております。

ただ一方で、これだけの件数が多いということを踏まえて、先ほどから環境省様のほうからも説明していただいたように法アセスの案件としては圧倒的に多いと。法の平等の中で、ある程度政策的な御支援をいただきたいというように思っております。

公開に対して、情報公開に対して不十分だという御意見に関しては真摯に受け止めて、我々としてはできる限り公開していくようなことをしていきたいと思っております。今、協会内では、繰り返しになりますが69件の事後報告ということで上げていまして、コンサルの方々も含めて見られて活用できるようになっておりますので、時期を見てなるべく一般にも公開できるような形を取っていきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

【大塚座長】

ちょっとだけ私から、ついでにお答えいただきたいのですけど、今まで出ていた議論で、仮に規模要件を上げても、そこに条例ができてしまったら特に規制緩和にはならないのではないかという御指摘がありましたけど、それについてはどのようにお考えになっているのですか。

【オブザーバー(日本風力発電協会)】

青森県さんとかも含めて条例が施行されていないところもありますので、そこに関しては、特に リプレースなんかは効果的にスムーズに自主アセスで合意形成が図られていくのではないかという ように、効率化、効果的にできるのではないかと思っております。

また条例でも、環境省様の資料にもあったのですが幾分かでも短くなりますし、プロセスも少し減りますので、効率化につながっていくのではないかと思っております。そして法改正していただければ、各都道府県にも適切に条例の改正も含めてお願いしていくということをしていきたいと思っております。

【大塚座長】

あまり曖昧にしたくないので1回だけ聞きますが、さっきの資料だとあまり法アセスと期間は変わらないと出ていましたよね、条例アセスは。

【オブザーバー (日本風力発電協会)】

30日、すみません、私のほうは完全に読み切れていないのですが。

【大塚座長】

審査期間はあまり変わらないということが出ていましたね。その辺はどのようにお考えになっているのかなと思って聞いたのですけど、何かあればでいいです。

【オブザーバー(日本風力発電協会)】

極端な短縮化にはつながらないと我々も経験上見ているのですが、少し手続の簡素も、たしか日数的にも何十日かは縮まると、すみません、正確に資料を見切れていなくて申し訳ないのですが。

【大塚座長】

あまり変わらないと思いますけど、分かりました。

では、自然エネルギー財団さん、お願いします。

【オブザーバー(自然エネルギー財団)】

お時間をいただき、ありがとうございます。

時間もないので簡単に申し上げたいと思いますが、まず、論点を環境省がまとめ、先ほどご紹介いただいたものには、後でお送りした意見書というのが反映されていません。以前送ったものが使われおり、再送付し直したものは一部切り取られて利用されています。後で必ずきちんと見直していただきたいと思います。例えば意見書には書かれていない言葉が入っていますし、正確ではありませんので、訂正していただきたいと思います。

私どもの意見としては、確かに環境アセスの重要性は認めますし、中長期的には簡易アセスを目指すべきと考えています。しかし、現状の日本の今の法アセスの手続の中で簡易アセスを入れ込むとすれば、環境省とも意見交換をさせていただいたのですけれども、やはり途方もない時間がかかるので、規模要件の拡大に際しては条例アセスでの対応を基本とすべきと考えております。

条例アセスを設定していないところが都道府県の中でも15あるというのを拝見いたしましたけれども、そこに関しては環境省のほうから条例アセスの対応を促すということとともに、事業者さんの自主アセスを改定し、もう少し開示のプロセスを義務づける、あるいは住民とのきちんとした意見交換をさせる方向に改定し、事業者自身も努力しながらそういった新しいやり方を導入していくのがふさわしいのではないかと思っております。

また、先生からも先ほど指摘がありましたが、条例アセスに現在かかっている時間が、かなり長くかかり過ぎではないかと思っています。本来であれば事業者にとっては、例えば配慮書が必要かどうかというのは議論があるところであり、配慮書と方法書が1か月ずつ、準備書が2か月という形でにすれば、期間の短縮化につながるのではないかと考えております。

現状では条例アセス、法アセスともに非常に多くの事業があるので、それにかかる時間、手間が 非常に煩雑になっていて、ぎりぎりのところで審査会が開催されるということが繰り返されている のではないかと感じます。一概に期間がながいことがいいとは思っておりません。そこに取りかか るまでの時間がかなりかかってしまっていて、実際にその間審査されているのかどうかというのは 疑問に思っております。簡素化されていくべきと考えております。

現在では以上です。

【大塚座長】

ありがとうございました。

では、日本自然保護協会さん、お願いします。

【オブザーバー (日本自然保護協会)】

日本自然保護協会の大野です。

前回の追加意見で5万kWの規模要件引き上げを前提とすべきではないということを申し上げたのですが、本日の資料でもやはり規模要件と開発面積とか区域の面積など、5万kWとするための何か根拠になるデータには見えなくて、2年前に検討した状況とあまり変わらないではないかなというのが印象です。特に8ページ目、委員の方からも出ていますが、大臣の厳しい意見というのが5万kW以下でもたくさん出ております。この5万kWで7件の厳しい意見が出ているというのがありますけども、横に見ていくと24件のうち7件で33%なので、やはり厳しい意見がついたのは少なくないというのが実感です。特に猛禽類についての比率が高い、件数が多いということで、恐らくイヌワシ、オジロワシとかオオワシだと思うのですけども、イヌワシについては全国的に今繁殖率も落ちていて、20%を切っていると言われています。我々は自然保護の問題、特に希少種の問題は規模に

関わらず、位置、場所、環境の特性によって起こるのだということを言ってきましたが、まさにこ ういったアセスの今までの実績の中による資料で明確に出ていると思います。

また、事後調査と報告書手続で発電所の場合の特例があるということで、これは発電所の場合は 特例として経済産業省には報告書が行くが、環境省には行かない、また環境大臣はつけられないと いうことの理解でいいのでしょうか。もしそうだとしたら。

【大塚座長】

それでいいです。

【オブザーバー (日本自然保護協会)】

あっ、そうですか。そうだとしたら、風力に関する事後調査がこれだけ大事だということが言われていますので、この機会にこの特例は取っ払っちゃったほうがいいのではないかなと思います。 環境省がその報告書をチェックし、環境大臣がアドバイスや勧告するということが、風力発電を運用されているものの順応的管理につながっていくと思うのです。ですので、こういう機会にぜひ特例なんてもうやめたほうがいいのではないかなと思います。

ちょっと先に行きます。あとはスクリーニングです。スクーリングの運用についても、これまで意見が出ているので追加的になりますけども、5万kW以下を判定するとこういう結果になるのだなということがよく分かる試行だと思います。特にその中身についても、やはりイヌワシとかクマタカ、オオワシなどの猛禽類が入っていましたり、自然公園とか名勝・天然記念物とかがあったり、ここは条例で県がどこまでそれをチェックできるかというか、審査できるかという懸念はあり、やはりそこは国としての視野というのがすごく大事なのではないかなと思います。

最後です。すみません。あと温対法の話が出ていますが、既に公表されている資料の範疇での話ではありますが、環境影響評価法との連携と書かれています。これが意味するところがどういうことなのかというのはちょっとまだ分かりませんが、もしかしたら配慮書などの短縮というか、配慮書を免除するとかということが考えられているのだとすると、この環境配慮事項というところが入っていますが、そこでどういった環境省の関わりがちゃんと残せるのかということが大事なのではないかなと思います。

以上になります。

【大塚座長】

ありがとうございました。今の点は、環境省さんから何かコメントをいただければありがたいですけど、日本野鳥の会さんにお話しいただいてからお願いします。

では、日本野鳥の会さん、お願いします。

【オブザーバー(日本野鳥の会)】

日本野鳥の会の浦です。

今、日本自然保護協会さんがおっしゃったような意見と重なるところが多いのですが、まず、第 1回目と今日の議論を見ていても、日本風力発電協会さんのほうから当初要請していた、5万kWなど への規模要件を引き上げるべき、または、引き上げても5万kW以下の事業において自然環境の保全が 配慮されるという合理的な説明はできていないところで、今すぐ規模要件を緩和するというのは難 しいとい、すべきではないなということを改めて認識しました。

本日の環境省による資料でも、出力規模が小さい5万kW以下の施設であっても、特に鳥類等の自然環境への影響が大きかったり、懸念されるということが分かったところです。

さらに、仮に規模要件を引き上げたときに、5万kWだったら5万kW以下の所でそういった環境影響が出る可能性のあるような事業について、どのように自然保護、環境保護が担保できるかというのは、今のところそういった法や制度の整備ができていないのではないかというところで、今すぐ規模要件を引き上げるというのは難しいだろうという認識を持ちました。

今日の資料を見てみますと、規模要件のことだけではなくて、よりよいアセスをやっていくため にはどうするかというようなところも、例えば簡易アセスの話などのように、あったと思います。 その点について少し意見を言います。

まず、どのような規模の事業であっても、住民とのコミュニケーションをどう図るかというのが非常に重要な観点なので、そこをきちんと担保できるように、今後もアセスの向上を目指す必要があると思います。また、他の多くの委員の方もおっしゃっていたと思うのですが、ゾーニングの実施がやはり今後は重要になると思います。いきなり全国的にゾーニングするのは難しいと思うので、風況のよい地域からゾーニングしていくとか、今、環境省が行っているモデル事業の対象地域を拡大していく必要があると考えます。それで、ゾーニングが終わった地域から風力発電の導入を検討していくというような仕組みも必要かと思います。ゾーニングにはきちんと住民参加をしてもらうために、ゾーニングのための会議体を作り、住民参加を促すような仕組みも必要だろうと思います。

あと、例えばゾーニングをして風力発電建設促進区域みたいな所ができたときには、そこで事業をしようとする事業者には何かしらメリットや経済的なインセンティブを与えるとか、そういった仕組みなども一緒に考えていったらよいのではないかと思います。

ほかに、スクリーニングの話も出ていましたが、法アセスの実施の必要性の判断に環境省が関与するようにし、加えて、住民意見を聴取する仕組みを作る必要もあると思います。スクリーニングについて、例えば今日の資料で希少鳥類や猛禽類の生息地と重なる場所とか、重要な植生と重なる場所というのが整理されていましたが、そういう場所は基本的には全部アセスをやることにするというような決まりをつくることも必要かなと思います。

そのほか、これは委員の皆さんがおっしゃっていましたけどアセス図書の公開、恒久的な公開とか、2次利用を可能にするとか、事後調査の実施と調査結果の公表の義務づけとか、そういうものも一緒に整備していく必要があるということも、今回改めて認識したところです。

そのほか、お一人かお二人の委員の方がおっしゃっていたかと思いますけど、例えばアセスの規制緩和というようなところで言うと、風力発電を建てるのにあまり関係ないのではないかなというような環境調査項目があると思うので、風力発電だけを特例的に不要なアセスメント項目を減らすのでも調査期間の短縮に繋がるのではないかと思いますので、そのようなことも今後は議論していく必要があると思いました。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。

では、愛知県さん、いかがでしょうか。

【オブザーバー (愛知県)】

愛知県の永井でございます。

【大塚座長】

どうもお待たせしました。すみません。

【オブザーバー (愛知県)】

すみません。

愛知県からの意見ということになりますけども、今回、検討の論点ということになってございますが、地方公共団体における環境影響評価制度との関係をどのように考えるかといった論点があるかと思います。この件に関しまして、まずは環境省さんの今回の資料の中にもありましたけども、あと皆さんからの指摘もいろいろございました。小さい規模でもなかなか厳しい大臣意見が出されているというような状況があると。あとは、第1回目の検討の中でも出てきていますけれども、風力発電の場合は立地の影響が大きいとされてございます。このような中、規模要件を1万kWから5万kWに引き上げるという規模要件の数字が先行して先走ってしまっているという感がなかなか拭えないものですから、厳しい大臣意見が出ていると、小規模であってもそういうような状況ですので、著しい影響のおそれがあるということは間違いないのではないかと考えてございます。

そのような中、現行制度の規模要件、7,500kW以上のもので規模要件が引き上げられた場合、3.7

5万kW未満については空白が生じるというような話もございました。それをまた条例で拾っていけるのではないかというような御意見もあったようでございますけれども、そこで愛知県としてということで意見を述べさせていただきますと、愛知県の場合、法の第二種事業についてスクリーニングで不要とされた事業を全て条例対象ということで、法と同様の手続を実施する体系としていて、法と一体的な運用をしてございます。したがいまして、法などの改正によりまして条例の見直しを検討する必要性が生じてまいります。それを検討するに当たりましては、法の規模要件緩和等の目的と、あと基本的な考え方、この規模要件の設定根拠、これを明確化していただきたいと。なかなか5万kWというのが、今日も協会さんからはなかなか明確な設定根拠が示されてございませんけども、我々が条例を見直すに当たっての規模要件、これの設定根拠を明確にしていただきたいというのが1点目でございます。

それから、2点目として緩和によって手続が不要となる事業、いろいろ今でも厳しい大臣意見が出ているように、なかなか影響が大きいという事業もあります。それが不要となってしまうということになると、ひいては事業者による環境配慮であったり、住民とのコミュニケーションの確保ができないということになりますので、それを担保できる仕組みをつくっていただきたい。それから、あとは条例の改正ということも検討してまいることになりますので、その対応に必要な期間の確保もぜひお願いして、それに留意していただく必要性があるのではないかと考えてございます。

それから、法の改正によって、先ほど来、見直しを検討するということになりましたけれども、 法の要件緩和の目的、それから基本的な考え方の中で、再生可能エネルギー推進の観点から、条例 の風力発電所のアセス手続に対する国の考え方についても、この基本的な考え方の中にぜひとも盛 り込んでいただきたいと考えてございます。

続いての意見でございます。 3点目として、論点の4番目になりますけれども、適正な環境配慮の確保、それから住民とのコミュニケーション、こういったものをスピーディーに進めるために喫緊に取り組むべき事項は何かというようなことの論点でございます。これにつきましては、規模要件を緩和する議論をする前に、ぜひとも手続を簡素化する手法を検討していただきたい。これは先ほど来、委員の皆様から御指摘、意見がいろいろ出ているかと思います。手続を簡素化する手法をまずもって検討すべきというのが重要と考えてございます。

それからスクリーニングの問題、これも委員の先生方からいろいろな御意見、指摘が出てございますように、第二種事業の範囲の拡大によってスクリーニング制度を効果的に活用するということも、5万kWという数字ありきではなくて、緩和する議論の前にぜひともその辺の検討をお願いしたいというのが3点目でございます。

それから4点目、先ほど……。

【大塚座長】

愛知県さん、すみません。そろそろ7時20分になってしまったので、簡潔なコメントでお願いしたいと思います。

【オブザーバー (愛知県)】

すみません。温暖化対策推進法の改正案の話が出ました。そういった検討も他方でやっているようでございますので、そういった情報も、もし可能ならば本検討会に詳細に提示して、それを含めて総合的に検討すべき問題でございますので、限定的な情報のみで拙速に結論を出すべきものではないと考えてございます。

以上でございます。

【大塚座長】

分かりました。

では、北九州市さん、お願いします。すみません、ちょっと時間がなくなってきてしまっていて 申し訳ないのですけども、恐れ入ります。

【オブザーバー(北九州市)】

北九州市です。

2点ございます。まず、今愛知県さんからもありましたとおり、条例の話ですけれども、資料2の22枚目のスライドなのですけれども、こちらは条例で新たに規制を設けるという手続でございますので、今回の「緩和する」というところに関しては議論する点が非常に多くなって、このような時間では、なかなか本市を含めいろいろな自治体では苦情が、最終的に自治体で処理すべきものとなるというところを勘案しますと、かなり期間がかかるのではないか、ひいては風力発電の設置が進まなくなるのではないかと考えております。追加意見でも申しましたように、最終的に規模要件緩和をした際には自治体任せになっていくというところが懸念されるというところを考えております。

2点目ですけれども、地域温暖化対策推進法の話です。こちらにおきましては、現在検討中というところで詳細は今後というところではあるのですけれども、陸上におきましてはゾーニングですとか、協議会を含めた合意形成する枠組みなどが設けられているというところで、かなり前回我々がお話しさせていただいたような取組になっているのではないかと考えております。

一方、洋上風力に関しましては、やはり再エネ海域利用法という中で、合意形成とかアセスとかがひもづいていないので、陸上でこういう動きが進んでいるというところにおきましては、洋上においても同じような取組をしていただければ、中長期的にはポテンシャルの高い洋上風力が進むということで、再エネの導入促進につながっていくのではないかなと考えております。

以上です。

【大塚座長】

北九州市さん、1点目ですけど、この間愛知県さんは半年とかの幾つかの数字が出ていたのですけども、どのぐらいかかるというお考えでしょう、条例の改正期間について。

【オブザーバー(北九州市)】

論点にもよるのですけれども、愛知県さんと同様に、本市でもスクリーニングで不要とされたものについても条例の対象事業となってしまうというところがありますので、そこをどうするか。市としてスクリーニングのような制度を導入するのか、あるいは簡易アセスのようなものを導入するのか、あるいはもう条例の手続でやるのかというような論点もありますので、その辺りはやはり国なりの根拠、そういったものがないとなかなか期間というのを議論するのは難しいのかなと考えております。

【大塚座長】

あまりお答えがすぐにはできないということですね、きっと。

【オブザーバー(北九州市)】

そうですね。

【大塚座長】

分かりました。

これから議論しようと思っているのですけど、こんな時間になってしまって誠に申し訳ないのですが、15分ほど延長させていただきたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

再度議論をするためには挙手をお願いするのですけど、その前に、事務局から何か一言おっしゃっていただくことはありますか。ない、大丈夫ですか。

では、どなたからでもどうぞ。今度はもう当てませんので、挙手をお願いします。

では、大林委員が早かったですか。

【オブザーバー(自然エネルギー財団)】

時間がない中で大変申し訳ございませんが、先ほどから幾つかの意見の中で、5万kWに上げるための合理的な説明がなかったというコメントが何度かありましたが、既に意見書の中でそれは出させていただいておりまして、そちらのほうの紹介がなかっただけだと思っております。

前回も口頭でお話ししましたが、一つには、事業に必要な改変面積の考え方というのがありまし

て、それで考えますと、JWPAさんのほうからも出されております参考資料5、委員からオブザーバーへの質問と回答の中で、要望根拠については、新規の風力発電5万kWの直接的な改変面積で考えますと、大体100haから考えていきますと、基数に換算すると12から13基、1基当たり4,000kWで発電容量5万kW程度というのを出されておりますし、あと、前回の議論の中でカバー率の問題も差し上げましたけれども、2年前の議論の中でも80%というカバー率を出されておりましたので、それを私どもは挙げさせていただきました。ほかの発電事業との平等性とかそういったことから考えても、何らその合理的な説明になっていないということではないと考えております。

あとは、もちろん温対法でゾーニングを指定していくとか、簡易アセスを追求していくのは非常に重要なことだと考えております。それは私どもの意見書の中でも言わせていただいておりますが、それが実施されてから初めて風力の規模要件を引き上げたり、事業を設置を許可していくということになりますと、もうこれから何年も時間がかかってしまいますので、やはり同時並行的に進めていくものではないかと考えております。

また、見せていただきました資料の中で大臣からの厳しい意見が7件、小さいものでも出ているということがあって、猛禽類についての指摘もあったと書かれていたのですが、具体的に何件が猛禽類の指摘だったのか、そうした分類も必要だと思いますし、また、コメントの中でもございましたけれども、規模ではなく、むしろ土地なのではないかという指摘もございますので、そちらのほうも併せて考えていく必要があるかと思います。

以上です。

【大塚座長】

ほかにはいかがでしょうか。

【田中委員】

田中ですが、発言してもよろしいでしょうか。

【大塚座長】

お願いします。

【田中委員】

私、ぜひ環境省さんにお考えなり、あるいは情報がなければ調べていただきたいと思うことが二、三ございます。一つは、先ほど厳しい意見が出たというのは、確かにちゃんと受け止めなければいけないことだと思います。1万kWから5万kWの間のゾーンに厳しい意見が大体3割ぐらい出ていると、7件でしょうか、全体件数24件中の7件がそこに出ているということです。そのときに、厳しい意見というのは、計画の見直し等に言及されているということで整理があったのですが、そもそも、例えばバードストライクや希少種への影響であるとか自然環境とか、こうした大臣意見の形成の基になったのが、知事からの意見がどのぐらい出ているかということを御確認いただきたいと思います。恐らく地域でかなり詳細にそうした課題が認識されていて、それがいわゆる知事意見として出て、それを踏まえて大臣意見が形成されていく、これが通例のプロセスだと思うのですけれども、実際にそういう形で行われることで地方の意見が大臣意見に寄与していくといいますか、形成されていく、活用されていく。これは現行の環境アセスメントの特徴だと思いますけれども、厳しい意見も、いうならば足元といいますか、指摘のきっかけはどこにあったのかと、これを一回整理していただきたいと思います。それが1点目です。

それから2点は、法の立てつけが、規模が大きく著しい環境影響を有するものということで、これについて錦澤委員から御指摘があって、規模というのはどのように考えたらいいか、それから、著しい環境影響というのは、例えば大臣意見がつくというようなことが著しい影響であるのか、あるいは影響の可逆性というようなものになるのかと、こういう整理になったかと思います。

それに関係して、私たちも指摘させていただきましたが、環境省資料2の3ページのところです。 私、繰り返してこれを引用というか、再三言及させていただくのですが、こういう条例と法律の分担、あるいは、多分この件数も含めると風力発電案件が施行8年でこれだけ出ていると、他方、道 路や火力発電というのは閣議決定要綱の時代からカウントしていますと、恐らく40年近くかけてこれだけ件数が実施されているわけです。これは面開発事業も同様です。

ということで、そのことで、規模が大きく著しい環境影響が生じるという法の対象事業を設定することの趣旨に照らしたときに、例えば風力の場合は、私はやや特異な制度設計になっていると思うのですが、この点についてもう一度、環境省としてはどのように認識されているのか。つまり、例えば道路について言えば、実施案件647件のうちの大体400件、3分の2くらいは国の側で対象とし、3分の1は条例で対象としている、こういう設計です。面開発はむしろ逆で、条例のほうが大体7割から8割ぐらいでしょうか、国のほうで2割から3割ぐらい対象にしていると、こんな感じになっています。こういう法と条例の、法の側からすれば、国として規模が大きく著しい環境影響のおそれのある事業と整理したときに、現行の制度の在り方というのは、特に風力についてはやや特異な感じが見えるのですが、その点についてのご見解があれば整理をいただきたいと思います。以上です。長くなりました。

【大塚座長】

2点目は、特に国と地方の役割分担という観点から、私は重要な指摘だと思っております。

【田中委員】

そう思います。ありがとうございます。

【大塚座長】

ほかにはいかがでしょうか。 どうぞ、片谷委員、お願いします。

【片谷委員】

片谷です。

1点だけ申し上げておきたいことがありますが、スクリーニングに関する件で、何かスクリーニングでイエス・ノーでゼロか 1 かの判定が行われているかのような話も、この場だけではなく、よく聞くわけですけれども、スクリーニングでアセスの必要なしと判定したものはアセス手続をしないということであって、環境保全のための努力をしなくていいと言っているわけでは決してないわけですので、少なくともこの会議の結論の中でそういうことがきちんと読み取れるようにしていただきたいと思っています。スクリーニングというのは本来そういう意味だと私は理解しておりますので、今の論点とはちょっと違う話をしてしまいましたけれども申し上げておきたいと思っております。

【大塚座長】

ありがとうございます。

ほかには、いかがでしょう。

どうぞ、錦澤委員、お願いします。

【錦澤委員】

田中先生から御指摘があった点と関係するのですけれども、私は対象規模の緩和推進論者というわけではないのですが、緩和するとした場合の説明としてあり得るとすると、1つは規模が大きくというところの解釈が、大分法律を制定したときと変わったのではないかと。つまり、経年変化で風力の対象規模を見ると非常に大規模化しているということ。それから、改変面積に関しても、先ほど大林さんから指摘があったとおり、風力に関してはかなり規模が小さい改変面積のものが対象になっていたということがありますので、ここの「規模が大きく」という解釈をどのように捉えるかというところはポイントになるのかなと思います。

ただ、その場合に、先ほども申し上げたとおりアセス法の対象規模が大きくなった場合には空白部分が生じる可能性が出てきますので、そこをきちんとフォローするという制度にしておかないと片手落ちになってしまうので、そことセットで考えなければいけないというようなことは、ちょっと強調しておきたいと思います。

以上です。

【大塚座長】

ありがとうございます。

関島委員、お願いします。

【関島委員】

関島です。

私からは、先ほどの財団の大林さんから意見がありましたように、温対法での対応になると時間がかかってしまうと。実際にゾーニングを整備するといったところでも時間がかかってしまうので、それからということになると、事業者としてはなかなか納得できない面もあると思います。

一方、話はそれてしまうかもしれないですけど、今はもうリプレースの事業ということで、20年前に建てられた風車のリプレースを迎えて、そのアセスに関しての検討が昨年ぐらいに関係者でされました。そのときに、環境省の考えとしては、私が言う話ではないですけど、既設の風車の所になるべく誘致していくと、誘導していくと、それによって新たな環境負荷を少なくしていくという中で、リプレースのアセスメントに対してはアセスをフルスペックで求めるのではなくて、かなり簡略したアセスに仕立て上げようというようなことで、私もそこの検討の場に加わっていたので、かなりそれは手続的に容易だと思うのです。

要は、現行の枠組み、先ほどからゾーニングの話が出ていますけども、例えば今のEADASに載っている情報の中で、そういった情報を使って環境負荷の少ない計画というのが配慮書に出てきて、それをチェックしていくことによってインセンティブを与えてその後の手続を簡略化していくということは、私はできなくはないと思うのです。それは、今でもできると思うのです。そういった中で環境省に出していただきたいのは、現行法で対応するとしたら、なるべく最小限の改変で、現行法でなるべく速やかに進めていくような方法があるのか、ないのかといったところを考えていただきたいと。その辺りで意見をしても、それでそのまま結局もっと前の段階の規模要件を変えるか、変えないかという意見に戻ってしまうので、現行法の中でできることはないのかどうかといったところを改めて明示していただきたいというのが私からの要望です。

【大塚座長】

これは御要望ですので、お答えいただいたほうがいいかと思うのですけど、どうぞ。

【関島委員】

そうですね、お願いいたします。

【事務局】

現行法の中でできることと、リプレースガイドラインについても関島先生から御紹介いただいたとおり、リプレースのほうに寄せていくというよりも、新たな土地改変を伴う事業に比べればリプレースの事業のほうがはるかに影響要因が小さいので、そちらのほうがアセスのやり方が簡易的であってもしかるべきということで整理させていただいたところでございます。おっしゃるとおり、現行法の中で整備されているスコーピングの機能が十分発揮できていないなというところが残念なところで、そこはさらに強化していく余地があるのではないかというのが、現行法の中でやれることがあるのではないかという御指摘に関していえば、私どもが今力を入れているのはスコーピング機能をきちんと強化して、機能させていくというところではございます。

先ほど、JWPAさんからも御意見をいただいた、工場地帯のような所で行われる風力に関して もメリハリをつけてアセスを行えるような形の案内を、スコーピング機能についてしっかり強化し ていく必要があるかなというところは感じているところでございます。

【大塚座長】

よろしいでしょうか。まだいろいろ考えなくてはいけないことはあると思うのですが。 では、勢一委員、お願いします。

【勢一委員】

ありがとうございます。

条例アセスとの関係のところですけれども、アセスの経緯から、条例のほうが先にアセスを入れたというところもありまして、地方自治体レベルで主体的な活用は進んでいると思います。そういう点も含めて、地方分権の原則がございますので、規模要件を変える場合には、地域の特性に応じた判断が各地でできるように相応の移行期間を準備することが必要だろうと思います。これは今日の資料にも少し出ておりました。

併せて、そうした各地域での判断を支援するために、単独自治体だけでは対応できないような部分、例えば渡り鳥にどう配慮するかなどは、何らかの広域の連携、あるいは国と自治体との連携、併せて知見、情報などの体制整備を一緒に行っていただくことが肝要かと思います。

もう一点、海外の事例が一つ基準になって参照されているところでありますけれども、そのときに検討として気をつけておかなければいけないのは、海外、特にヨーロッパなどの場合は空間管理や国土利用計画の段階での規律が日本とはかなり違って充実しておりまして、その段階で立地に対するアプローチミスはかなり回避できるような形になっています。この特質は、ゾーニングに通じるのですけれども、早期の段階で立地の絞り込み、センシティブな所を避けることができていれば、随分迅速化が図れるのではないかと思います。

以上です。

【大塚座長】

2つ目は、ちょっと日本ではすぐには難しいのですけど、1つ目は多分、前も御議論がありましたので、国のほうはこの情報を充実させて何か対応することは十分に考えられるのではないかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、阿部委員、お願いします。

【阿部委員】

先ほど、関島先生からも、環境省さんからも、また風力発電協会さんからもちょっとあったと思うのですけれども、確かにリプレースとか、あるいは工業地域、自社の土地に風車を建てる、そういった確かにほとんど影響があまり少ないような事例も、現行では参考項目に対してフルセットでアセスをやらなければいけないというような状況で、ここの簡素化はやはり必要になってくると思います。規模要件を緩和すれば、確かにここのところの幾つかは少し緩和されるというところはあると思うのですけれども、環境影響の少なさというところで見ていくと、先ほどちょっと発電出力と面積との関係があったのですけれども、面積ということだけでは見ることができないと思うのです。面積が大きくてもほとんど改変が行われないような事業というのもありますし、土地の改変といっても、何の土地の改変かというのは、やっぱりそれだと分かりにくいと。地域住民の意見というのを見ていると、自然地域に限らず、森林伐採量の多い所というのは非常に大きな地域からの懸念が出ている所で、山の尾根を切り開いて伐開して建てるというと、規模にかかわらず地域からの懸念が出てきます。

ですので、こういった検討をされるときに、今までは面積、太陽光もそうなのですけれども面積だけで議論しているのですが、準備書などを見ていますと森林の伐採量、大まかでありますけれどもそういった情報もあると思いますので、そういったところをぜひひとつ整理していただいて、どういうところで住民の懸念が多く出ているのかとか、住民への配慮というのを考えるときの材料をきちんと整理していただいて、単に面積だけで議論していただきたくはないなというのが私の意見でございます。よろしくお願いいたします。

【大塚座長】

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

北九州市さんですね、お願いします。

【オブザーバー(北九州市)】

本市は挙手しておりませんが。

【大塚座長】

お願いします、どうぞ。

【オブザーバー(日本野鳥の会)】

野鳥の会の葉山でございます。今日の御議論を聞いていてちょっと気になった点が幾つかありま したので、意見を言わせていただきたいと思います。

まず、改変面積についてなのですけれども、風車というのは、実際の場所を改変する以外に、少なくとも渡り鳥ですとか飛行する鳥の経路に関しては、ある意味で壁として影響を及ぼすような場合もありますので、その辺を実際にどう評価するかというのは今後議論が必要なところかなと思います。

もう一つ、事後調査の重要性という話が出ていますけれども、少なくともアセスの迅速化だとか 簡素化で不確実性の影響が出るので、では、事後調査をしっかりしましょうと、事後調査報告をし っかりしましょうというのは、これはいいのですけども、実は事後調査の報告書を出すということ はあっても、事後調査結果で何らかの悪影響がちゃんと取り除けなかった、そういうときに、それ を事業者に対応を指導するような仕組みがちゃんとないと、これは意味がないなと思います。ゾー ニングのためのデータの精度を上げるのは、アセス図書、特に評価書までに出てくる調査結果をい かに積み上げていくかということが大事だと思いますので、そちらのほうの御検討もお願いしたい と思います。

以上です。ありがとうございました。

【大塚座長】

法改正が必要なところかと思いますが、ありがとうございます。 ほかにはいかがでしょうか。

【田中委員】

よろしいでしょうか、田中ですが。

【大塚座長】

どうぞ、お願いします。

【田中委員】

すみません、度々発言させていただきます。

今の点も含めて、1つは土地改変面積だけでいいかという御指摘は、そのとおりだろうと私も思います。ですので、環境省さんは今回、事業区域面積ないしは改変面積と発電容量との関係をうまく整理していただいて、確かにこれは一定の関係性があるなというのが見えてきました。

私、併せて、例えば風車というのは、今のお話のように面として垂直に壁になるわけです。ですから、例えば一定のブレードというか羽根の横の長さを倍にするとか4倍にして面を考えてみると、縦方向の障壁を考えて、それを影響要因に加えると。つまり、水平の土地改変と縦方向の障壁を加えることで、もう少し環境影響の程度というのが計数化できないかというように思います。そんなことのやり方が可能かどうかというのも研究してみたらどうかと思いました。これが1点目です。そうすることで、発電容量とそうした関係が、環境影響の関係がよりクリアになってくるのではないかなと思います。

それから2点目は、規模要件を数値化することの悪い面とよい面があります。確かに本当に小規模なものからゾーニングを、広げておいてゾーンを設定しておいて、そこで対象にする、対象にしないということを考えていくというやり方、アメリカがその手法なのですが、いい面もあります。日本のやり方、例えば大規模なものを中心に規模要件を設定して、これは必ず手続を行う必要な事業であることを示す方法です。これは、あらかじめ事業者が、自分が事業計画を立案する際にそういう規模に該当するか予見を持つことができる、予見可能性といいますか、つまり認識できるとい

うことです。そういうことは事業計画を立てる上で大変重要な情報になりますので、まず本当に必要なもの、きちんと行わなければいけないものを絞り込むといいますか、そういう意味での規模要件の設定というのは重要な情報だと思います。

ただ、今回いろいろ御議論がありましたように、風車の場合には立地上との関係があるので、したがって、そこの規模要件を仮に引き上げた場合には取り残されるといいますか、落ちてしまうところをどうカバーするかと。そこで、スクリーニングであったり、あるいは小規模アセスのような考え方が出てくるのだろうと考えます。これが2点目です。

同時に、落ちこぼれてくるときに、一種のあらかじめ予測評価をしても不確実なものがなかなか 把握できない、そのために事前調査をすると非常に長い期間がかかるし、精度の高い予測がなかな かできない。とすれば、今お話があったように事後調査の中できちんと管理をする。事後調査の結果をもって管理をする、そういうことをアセスメントの評価書なりで事業者がきちんと誓約する、評価書の中に書いて、それを事業者が自己規律として守っていく、そういうことをすることが 1 つの迅速化であり、かつ、より効率的なアセスメントの在り方につながるのではないかと思います。 以上、コメントです。

【大塚座長】

貴重な御指摘、ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

【オブザーバー(日本野鳥の会)】

野鳥の会の浦です。

今、事後調査の結果によって何か影響が出ていれば規制というのでしょうか、おそらく一時的に 風車を止めるとか、撤去するとか、移動するとか、そういうお話かと思ったのですが、そのときに、 海外のアセス法の中で事後に調査して影響が出たときに何かしらの規制を受けるというような仕組 みになっている所がどれぐらいあるかはなかなか分からない、または、あまりないのではないかと 思うのです。多分、諸外国の例を見ていると別の法律で、例えば日本で言うと種の保存法の指定種 に影響が出ると、その影響を出した事業者に何か罰則があるとか、その影響を出した事業を一時的 にやめましょうとか、そういうような法律がセットになっていることが多いのではないかという気 がします。海外の方のお話を聞いていると、そういう法律がアセス法とセットになっているという ような認識をしていますので、おそらくはアセス法のことだけを調べるのではなく、セットとなる ほかの法律についても調べないといけないと思います。

また、渡り鳥についての話が出たのですが、環境省さんの資料2の7ページに事業実施区域の面積というところでデータが出ていましたけど、そういう鳥への影響というのを考えたときには、いわゆる鳥を風車が避ける範囲というのが、大体事業実施区域プラス α ぐらいの面積の辺りを避けて行くのではないかと思います。さきほど田中先生が、そういったデータをまとめた方がよいというお話でしたが、それについては日本では、前回野鳥の会から資料でお示ししたデータにプラス2~3例くらいしか情報ないので、どの鳥の種が、どのような気象条件等で、どのくらいの距離で風車を回避するのか、などについてはおそらく諸外国の研究データをよく参考にする必要があると思います。

補足説明です。以上です。

【大塚座長】

希少種への影響は環境損害ですか、罰則ですか。罰則は、過失とか故意がないと多分なかなか難 しいのですけども。

【オブザーバー (日本野鳥の会)】

ごめんなさい、詳しくは分からないのですが、例えばイギリスだとカントリーサイドアクトという法律があり、事業者による開発行為が、国で保護している鳥が繁殖していると予め分かっている

場所で繁殖阻害などの影響を出すと、罰金なのか一時的な事業の中止なのか、日本の種の保存法などよりははるかに大きい制裁を受けるという話だったと思います。

【大塚座長】

はい、分かりました。こちらで検討します。

ほかにはいかがでしょうか。そろそろ8時になりますのでぎりぎりなのですけども、よろしいで しょうか。はい。

大変貴重な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

では、最後の議事の(2)その他につきまして、事務局から連絡をお願いします。

【事務局】

座長、御進行いただき、ありがとうございます。

まず初めに、大林委員からも御指摘をいただきましたが、冒頭で座長から御説明させていただきましたとおり、参考資料4におきまして、第1回検討会後のオブザーバーからの意見集、参考資料5、第1回検討後の委員からオブザーバーへの質問と回答について、こちらについても資料として出させていただいております。本日は時間の関係から、参考資料4については、資料1の論点整理の視点の説明の中で簡単にかいつまんで説明させていただいたというところになっておりますので、こちら参考資料4と5について御確認いただいて、今回も時間の制約も厳しかったところもありますので、追加でコメントがある方につきましては、またメール等で事務局にお送りいただき、次回、取りまとめてお示しをさせていただければと思います。事務局から、後ほど御連絡さしあげます。

それでは、次回の検討会の日程について御連絡いたします。第3回検討会は3月上旬に開催予定です。準備ができましたら詳細の御連絡をいたしますので、引き続きよろしくお願いいたします。

本日は、事務局の不手際によりまして再度時間を大幅に延長することになりまして、皆様、大変 御迷惑をおかけいたしました。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

【大塚座長】

それでは、一通りの議事が終了しましたので、事務局にお返しします。

【事務局】

以上で、令和2年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価のあり方に関する検討会(第2回)を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

以上